九州大学学術情報リポジトリ Kyushu University Institutional Repository

九州大学百年史 第9巻: 資料編 ||

九州大学百年史編集委員会

https://doi.org/10.15017/1524115

出版情報:九州大学百年史. 9, 2015-08-31. Kyushu University

バージョン: 権利関係:

第八編 九州芸術工科大学の創立

昭和三十八年八月九日

第 章 九州芸術工科大学の創立

第 一節 国立産業芸術大学設置構想

四三六

国立九州芸術大学設置について

(『国立産業芸術大学 · (仮称) 関係』)

国立九州芸術大学設置について

わが国においては、学術を主体とする国立大学は、

全国的に普ね

ているのみである。 く配置されているが、芸術を主体とする国立大学は東京に設置され る傾向にあり、これらの格差是正のためには地方に国立大学を設置 これがため中央と地方の文化面における格差はますます拡大され

することが緊急な課題となっている。

れるよう強く要望する よつて政府においては、 九州に国立九州芸術大学を早急に設置さ

九州地方知事会

会長 寺 本 広 作 印

文部大臣

灘 尾 弘 吉 殿

四三七 「国立産業芸術大学」の設置について

(『国立産業芸術大学

「国立産業芸術大学」の設置について

から強く要望致して来たところであり、 福岡市民、福岡県民、こぞつてその早急な実現を待つていると 「国立産業芸術大学」の福岡市への設置に関しましては、 地元関係者はいうまでもな かねて

ころであります。 別の御配慮を頂いておりますことは、誠に深謝にたえません。 このことについては、文部省におかれても事情を諒とせられ、

格

昭和四一年六月二二日

り開学できるよう、さらに格段の御高配をお願い申し上げます。

つきましては、地元の熱望にこたえて、ぜひ、昭和四二年四月よ

文部大臣 中 村 梅 吉 殿

福岡県知事 鵜 崎 多 印

昭和四一年一二月一三日 文大大第二〇八号

福岡県知事

鵜 崎 多

殿

文部省大学学術局長

天

城

勲

四三八

国立産業芸術大学(仮称)

飪 原本横書き

福

岡

市 長

冏

部 源

蔵

印

国において購入または建設したもの

および所在地物件の名称

土地面積 二 五 ㎡

建物面積

工作物

備考

設置に係わる協力方について

(『国立産業芸術大学 (仮称) 関係』)

註 原本横書き

(福岡市塩原町)

校

跡

t (五、二一九坪)

五二二坪

式

立木竹 その他

四三九

九州芸術工科大学の設置に伴い九州大学に協力方を依頼す

べき事項について

九州芸術工科大学の設置に伴い九州大学に協力方を依頼すべ (『九州芸術工科大学設置準備会関係』)

き事項について

1 設置準備のための世話大学となること。

注 四一年一〇月一八日の九州大学を会場として開催の設置準 遠城寺学長が海外出張中不在であったので、改めて依頼す 備会総会において座長から既に依頼ずみであるが、 当日は

るものであること。

準備に当ることとしたいので人的、物的な協力を必要とすること。 九州大学に九州芸術工科大学創設準備室を置き具体的な設置

注

2

(1) 機構図

別紙

岡教育大学本校跡

当省においては地元の要望に答え国立産業芸術大学(仮称)

を福

(別紙の通り) に設置すべく目下準備をすすめて

国立産業芸術大学(仮称)設置に係わる協力方について

おりますのでよろしく御協力方お願いします。

福岡県から寄付を受けたもの

(福岡市塩原町)本 校 跡	および所在地物件の名称
三六、七九三㎡	土地面積
(二、二八四坪)	建物面積
一式	工作物
0	その他
	備考

れたいこと。

(教官) 併任) (九大局長 —— 部長併任) (九大経理 次長補佐 。係長——。係員 庶務係 会計係 「運転手 . 係員

ととなるので正式発足は、昭和四二年六月一日となる予定であ (2)創設準備室は国立学校設置法施行規則に根拠規定を置くこ

3 (1) 上記2の具体的協力の主な内容は次のとおりであること 創設準備室長(教官)の九大教授としての発令が必要である

るが、準備は四月からなるべく早く始めることとしたい。

とし を必要とすること。 次長は九大事務局長の併任、 庶務 (教務を含む)、会計等について人的、 次長補佐は九大経理部長の併任 物的な協力

(2)

ح

(3)創設準備室の開設及び設置準備のために施設の一部を提供さ

教員確保について協力を得るため文部省において次の措置をと

(1)

設置準備会の委員に次の者を加える。

る予定であること。

1 準備室長

2 九大教養部長

(2)科大学設置の趣旨その他について九大を会場として、九大工学 昭和四二年四月二六日開催の設置準備会の機会に九州芸術工 準備室次長

註 原本横書き 部等関係者に対する説明会を開催する。

四四〇 九州芸術工科大学創立に関する衆議院文教委員会参考人質

疑

第五十五回国会衆議院文教委員会議録第八号

昭和四十二年五月十九日 (金曜日)

出席委員 午前十時三十六分開議

委員長 理事 菊池 床次 義郎君

理事

久保田藤麿君

坂田 木 道太君 徹雄君 理事 理事 小林 中村 信一君 郎 君

理事 鈴木 君

理事

長谷川正三君

(『第五十五回国会衆議院文教委員会議録』 第八号 九六七 (昭和四二) 年五月一九日

久野

忠治君

竹下

登君

本日の会議に付した案件

参考人出頭要求に関する件

肇君

法律案 (内閣提出第四〇号)

国立学校設置法及び国立養護教諭養成所設置法の一部を改正する

○床次委員長

これより会議を開きます。

一中略

委員外の出席者 出席政府委員 出席国務大臣 三木 中村 小松 唐橋 三ツ林弥太郎君 **局長** 文部省大学学術 文 文部大臣官房長 喜夫君 寅太君 部 東君 大 臣 剱木 有島 斉藤 川村 渡辺 広川シズエ君 継義君 重武君 正男君

岩間英太郎君 亨弘君

と存じますが、御異議ありませんか。 文学部助教授今道友信君を参考人としてその意見を聴取いたしたい 法律案を議題といたします。 この際、おはかりいたします。 本案について、本日、東京家政学院大学学長関口勲君、 国立学校設置法及び国立養護教諭養成所設置法の一部を改正する

東京大学

○床次委員長 ○床次委員長 この際、 御異議なしと認め、さよう決しました。 委員会を代表して一言ごあいさつを申し上

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

大学学長) 参 考 人

関口

勲君

(東京大学助教参 考 人

友信君

げます。

Ħ

田中 今道

彰君

律案について審査を進めておりますが、参考人各位より御意見を承 国立学校設置法及び国立養護教諭養成所設置法の一部を改正する法 まことにありがとうございました。 参考人の方々には、御多用中のところ御出席をいただきまして、 目下当委員会におきましては、

できました。

専門家の中にまじりまして私もその委員になったので

と思いますので、以上お含みの上よろしくお願いいたします。述べいただき、その後委員からの質疑にお答えをお願いいたしたいなお、議事の都合上、まず御意見をお一人約十五分程度で順次お憚のない御意見をお述べくださいますようお願いいたします。

もって本案審査の参考といたしたいと存じますので、何とぞ忌

まず、関口勲君からお願いいたします。関口君。それでは、順次御意見をお述べいただきます。

○関口参考人 私、東京家政学院大学の関口でございます。突然こいのでございますが、ただいまの、最後の名前で申し上げますと、めておりませんのでお聞き苦しいかと思いますが、十五分程度でお話し申し上げたいと思いますので、よろしくお願いいたします。私、自分のいまの仕事とは直接の関係が本日の議題の問題にはないのでございますが、ただいまの、最後の名前で申し上げますとった。

当時は国立産業芸術大学の調査に関する会議という名前で調査会がの組織、教育課程、教員組織、施設、設備等はどうあるべきかというふうなことについても文部省側で調査をすることになりまして、どうであるか、かりに、それが成り立ち得るとすれば、学部、学科どうであるか、かりに、それが成り立ち得るとすれば、学部、学科が、そういう新しい内容の大学が大学の教育として成り立つかどうたまたま九州芸術工科大学をつくるという地方の要望がございましたまたま九州芸術工科大学をつくるという地方の要望がございましたまたま九州芸術工科大学をつくるという地方の要望がございました。

うふうに個人としては考えておるわけでございます。
うふうに個人としては考えておるわけでございますが、私がたまたまその委員会でまとのしろうとでございますから、この大学の内容につきましては全くのしろうとでございますから、この大学の設立は、日本の現在の教育分野のとでございますから、この大学の設立は、日本の現在の教育分野の上で、あるいは学問研究の上では緊急に必要なものである、こういうふうに個人としては考えておるわけでございます。

芸術工科大学と申しまして、非常に新しい名前の大学でございますので、内容につきまして、必要ならばわれわれの報告書には十分に書いてございます。ことにこの大学は、そういう意味で非常にユニークな、特異な大学でございますので、大学の目的あるいは学科の内容、ねらいというふうなものを十分に御説明するものを残しておかぬといかぬという立場で、実は私が申しまして、全体にわたる説明書をつくって文部大臣のほうにも差し上げてありますので、こ説明書をつくって文部大臣のほうにも差し上げてありますので、こまかいことはそれをごらんいただきますと御了解いただけると思うので、十五分くらいではなかなかうまくお話ができないかと思いまでございますが、あとは御質問に応じてお答えいたしたいと思いまでございますが、あとは御質問に応じてお答えいたしたいと思いまでございますが、あとは御質問に応じてお答えいたしたいと思いまででございますが、あとは御質問に応じてお答えいたしたいと思いまでございますが、あとは御質問に応じてお答えいたしたいと思いますが、

この大学の目的としては、一言にしてごく簡単に申し上げますと、デザインということばは非常に語弊のあることばでございますが、

す。

ということになろうかと思うのであります。 像は、多くの技術をある一定の高次の立場から総合計画する、 わゆる通常使われる設計より、もっともっと広い、 ことをこの大学では設計ということばであらわしておりますが、 対する応用の上から考えまして、この大学で育成しようとする人間 デザイナーの養成をする、こういうことにあるのであります。 で育成いたします学生の卒業後の社会における活動は、 高い次元のデザインについて研究し、教育する。 つ言いかえますと、今日の科学技術の発達や、それの現実社会に だから、この大学 高い意味の設計 高い次元の この もう V

それぞれの特殊の専門の技術が個々ばらばらでは、 場を分担しておるのではりっぱな製品ができないわけでございまし できないことは申し上げるまでもないのでありますが、 いるわけでございますけれども、 の応用の分野、こう考えまして、 ももちろん必要でありますけれども、それだけが個々別々に生産現 野だけで考えましても、今日では電気の専門とか機械の専門、 ませんし、産業方面でもいろいろ新しい生産物が出たりして、 もって非常に人生の利便がふえてきたことは申し上げるまでもあり に裨益していることは申し上げるまでもないのであります。 科学技術の伸展によりまして、いろいろ産業分野その他の分野で 私どもの立場から申しますと、 もう少し高い次元のことを考えて 応用の分野だけで考えましても、 要するに、技術と芸術との中間 りっぱな生産は ことに産業 その分 それ 社会

> て、 理

と、日本はまだまだおくれておるということでございます。 いたしましても、 あるいは機関が非常に発達いたしてまいりまして、 それは必要でもありますが、ことにこのごろは情報伝達の機能が 次の場合でも、 ります。そういう意味におきましても、応用部門だけ考えたやや低 業デザインということが、いろいろ現在でもいわれておるわけであ えていくような形でつくられることが必要である。そういう点で工 の嗜好ということばは悪いかもしれませんけれども、 機能とかいうものがいいだけでは困るので、その製品全体が、 にも輸出しなければならない。その場合には、 いまして、 の関係では、 ふうな状況であります。 製品をつくる場合の全体の計画を立てなければならないとい あるいは経済、 国内の国民の需要にもマッチしなければならぬ 御承知のように、このごろでは日本の産業の伸展に伴 総合的なことはある程度行なわれてもおりますし、 ただそれだけではいけないので、 あるいは社会的な事情その他のものを頭に入れ この点においては、 実業界の方に伺 ただ製品の精度とか 製品をつくるに 人間の生理、 心理に十分訴 J)

きて、 物は建物だけで計画するというふうなことでは、 代の進歩に伴いまして、 れわれの大学の使命であると考えておるのでありますけれども、 それから、 各種の不便がある。 最近問題になっておりますように、私どもそこまでわ 都市集中の傾向あるいはマンモス都市がで 道路は道路だけで計画する、 各種の不便と申 あるいは建

とでありますけれども、 といたしましては、技術の暴走によって、申し上げるまでもないこ どもは、近代の技術の発達に伴いまして、この大学の基本的な理念 材が必要であるというふうなことにも考えます。そういう意味で私 とか都市計画とか、あるいは産業の立地とかいうふうなことにつき うな人材が乏しい。あるいはトップマネージをなさる、 形で技術を実施していくというふうなことが、この大学の基本的な 的には技術をもっと人間化して、 類全体の問題でございますので、技術が人間を疎外する点を、 大学だけの問題だけではございませんけれども、大げさに言えば人 ましても、もう少し高い意味の、総合的な企画をなし得るような人 ございまして、そういう意味で地域の開発とか、あるいは国土計画 して、これを実行するというふうな点がどうも足りないという点も ます場合、そういうふうな高い次元から総合的にあることをきめま 庁においていろいろ御計画になったり、地方公共団体が計画いたし おります。これはこの大学の立場から申しますと、もう少し高次元 私のことばで言えば設計、広い意味のデザインをこなし得るよ 例の公害問題というものがいろいろ起こって 人間性が疎外されておる。これは単にこの 人間の生活に最も適合するような あるいは官 基本

高い立場からそういう企画ができるような人をつくるのが必要であ外をすることを極力避けるような形で技術を駆使していくという、の大学の基本的理念は、いま申し上げましたように、技術が人間疎を阻害することもたくさん出てまいっておりますわけですから、こ題を起こしますし、特に人間生活全体から考えますと、人間の福祉計されたりいたしますと、物質面の技術の点だけでもいろいろな問計されたりいたしますと、物質面の技術の点だけでもいろいろな問

るというのが、この大学の立場であります。

ますか、

人間生活を圧迫することができてくることは申し上げるま

都市集中とか、あるいは工場一つつく

るにいたしましても、例のなでもないことでありまして、

行なうというふうなことを考えておるわけであります。 数の技術を総合企画して、 門にわたります技術についてもある程度の造詣を持ち、 その点について十分大学は気をつけて広い教養を与え、 そういう広い意味の教養を与えることが必須のことでございまして いような、高次の設計者としてどうしてもなければならないような、 ければならないような、 全般にわたります する理解、 要でございますけれども、それだけでなしに広く人間そのものに対 単に自然科学的な技術、学問だけでなしに―― それはもちろん必 のデザインをする、高次の設計をするような人材に関しましては、 いうことはもちろんでありますけれども、同時に、 それから、技術を自然科学に適用いたしまして、技術を進めると 心理、生理あるいは歴史、経済、社会その他の人文社会 全般と申しますか、この人材が持っていな この大学卒業生が持っていなければならな 先ほどのような目的に合うようなことを いまのこの高次 これらの多 しかも各部

考え方と考えておりますわけでして、狭い専門の分野からだけで設

思いますので、学科の名前だけ並べておきますが、まず第一の学科 どうしてもこういうことばを使わざるを得ないのでそういうことに なったのでありますけれども、こまかいことを申し上げられないと 科置きたい。その学科が非常に目新しいと申しますか、審議の結果、 という名称にいたしまして、その学科はそれぞれ四講座編成で四学 容では四学科編成にしたい。単一の学部、 そういう意味で、この大学は、私どもの委員会でつくりました内 芸術工科大学芸術工学部

るわけでございます。この点につきましては、 ことでなしに、もっと高度なものをやるという考えでおります。 に最も適合した設計をするというふうなことをねらいといたしてお 素も十分考えて、インダストリアルデザインについて、 ほど申しましたように、経済、社会、芸術、生活等、 気器具の形を民心にアピールするように努力しようとか、そういう 言われておりますように、ただ自動車の形をよくしようとする、 バイロンメンタルデザイン、そういう学科を考えておるのです。 それから工業設計学科はインダストリアルデザイン、これも従来 いまも申しましたように非常にユニークな総合的な内容を持っ 実はこの学校の内容 非工学的な要 人間の生活 先 雷

けであります。

立場では、もう少し考え直した学科編成が好ましいと考えておるわ

次元-間疎外の現象を避ける、 でございまして、私どもとしては、先ほど申し上げましたような人 ざいますが、それぞれ私どもの目的から言いますと、ややまだ低い 部に工業意匠学科というのがございます。それから芸術大学にもご 学で相当そういう学科ができておりますし、国立では千葉大学工学 わゆるデザイナーの養成は非常に最近はやっておりまして、短期大 不幸にしていまだこういうのがございません。つけ加えますと、 らやるというような大学ができておるわけであります。 おかしいかもしれませんが、一部にたとえば工業設計だけをもっぱ ラキウス等、若干はこの種の学校教育内容の一部-その他マンチェスター工科大学、ウルムの設計大学、イリノイ、シ ますし、カリフォルニア大学には環境学部というのもございますし ん しかし、すでにハーバード大学には設計学部というのがござい ――と言うとはなはだ失礼でございますが、というようなこと 主として私立大学でございます短期大学あるいは四年制大 あるいは高次の総合的な設計をするという -| 部と言うと 日本には

環境設計学科は、外国流に申しますと、われわれの委員会ではエ か都市計画とか、その他の問題を研究、教育する学科でございます。

ン

学

は環境設計学科、これが先ほど申し上げましたように、

地域設計と

れません。 コミュニケーション・デザイン、そう申し上げたほうがいいかもし が、 第三の学科は、これまた非常にお耳に新しいことばでございます 画像設計学科というものを考えております。これはビジュアル 画像設計学科というのは、視覚の媒体による情報の伝達

ておりますが、

諸外国にもそうたくさんはあるわけではございませ

た申し上げます。 0 教育するという学科である、こういうふうに考えております。 後に迎えます職域については、後ほど御質問でもございましたらま いうことはおわかりくださったことと考えます。これらの者の卒業 は、こまかいことを申し上げるまでもなく、テレビの発達、 を有効円滑に行なうための設計計画をする、そういうことを研究し、 他の情報の発達等で、こういう方面の設計が非常に大事であると 写真そ

ります。

える、そうして訓練もするというふうなことを考えておるわけであ

計学科につきましては、音楽について相当な実技を課し、

理論の勉強もいたしますし、鑑賞もいたしますが、この音響設

美術につきまして相当な実習もいたします

三学科は主として芸術、

内容になりまして相すみませんですけれども、この学校では、

がどういうところをねらっておるか、また、どういう学科の編成を

以上、十分に取りまとめることができませんでしたが、この大学

現在音響を取り扱うところの産業は一ぱいございます。また、 比較的おくれている場面。しかし、中身は、申し上げるまでもなく、 スというのがデットモルト大学にはあるということでございますが、 か、よくわからないのですが、われわれのことばでは音響設計コー のがございまして、音響設計コースとでも申すのではないでしょう イツのデットモルトという大学にトーンマイスタークラッセという 類がないのでございまして、委員の諸先生のお話を伺いますと、ド それから、第四番目の学科は音響設計学科、 これは外国にあまり われ

われの生活環境の中でも、楽音ばかりではない、騒音が非常な問題 ることを申し上げてみたいと存じます。 に 部の主任をしております助教授の今道友信でございます ○今道参考人 私は、東京大学の文学部におきまして、美学芸術学 きてほしいということを考えておる次第でございます。 常に賛成でございまして、ぜひ日本にこういうユニークな大学がで 査をいたしました調査会議の主査として、私はもちろんこの案に非 しておるかということを一応私から御説明申し上げました。この調 えるところがございますので、 ○床次委員長 次に、今道友信君にお願いいたします。 まず第一に、 ただいま関口先生から詳しいお話を伺いまして、それからその前 私は短期間でございましたが、 純粋に学問の立場からだけ考えてい 刷りものを拝見いたしまして考

身体の訓練をしなければ音の感覚は養われませんので、今度は教育 を養うには、どうしても楽音を取り扱い、耳の訓練をし、 をここで取り扱うというふうにしておりますが、しかし、 音を意味するというよりも、騒音及び電子音まで含めたあらゆる音 になっておるわけでありまして、この学科としては、むしろこの楽 音の感覚 あるいは

いうことについては、多少問題があるんじゃないかということを 私は、大学がこれ以上非常にたくさんつくられると

ます。

れだけ申し上げさしていただきます。それで、問題を大学にしぼりそれがあるかと存じますので、その点を省きまして、純粋にこの大学の計画だけに以下の話はしていきたいと存じます。ただ、基本方学の計画だけに以下の話はしていきたいと存じます。ただ、基本方学の計画だけに以下の話はしていきたいと存じます。ただ、基本方うことを、皆さま御承知とは存じますが、この機会に私から一言そうことを、皆さま御承知とは存じますが、この機会に私から一言そうことを、皆さま御承知とは存じますが、この機会に私から一言をかればけ申し上げさしていただきます。それで、問題を大学にしぼりれたけ申し上げさしていただきます。それで、問題を大学にしぼりれたけ申し上げさしていただきます。それで、問題を大学にしぼりれたけ申し上げさしていただきます。それで、問題を大学にしぼりれたけ申し上げさしていただきます。

> すようなものと一致する例としてとってよろしいかどうかというこ の間から出てきたものでございまして、直ちにこの御計画にありま いう一種の精神運動、芸術運動、そういう哲学的な反省を持った人々 ムの場合も、これはもともと、 ざいます。それからウルムの例をおあげになりましたが、このウル 学生を、そのまま入学させるという例はまだきわめて少ないのでご をする付置研究所として発足いたしておりまして、初期の、 社会学の研究者、 学の研究者あるいは芸術の研究者、心理学の研究者、法律の研究者 ますが、それはすべて総合大学でございまして、そこのたとえば医 したか、 いての研究は、 ま関口先生のお話の中にもございましたように、こういう学問につ て多少私は問題にしているものでございます。したがって、ただい 創設ということに結びつき得るかいなかということは、専門家とし 私もちょっと聞き漏らしましたが、有名な大学全部ござい ハーバードやイリノイや、あるいはどこでござい そういう者がそれぞれ集まってディスカッション 御承知のとおりにバウハウス運動と

いう形で出ておるのでございますが、そういう既存の総合大学の設形の、たとえば研究所要請とか講座要請とかあるいは学部要請とかいろいろな大学でそういう関心を持っておられる方々がいろいろな進めてまいります場合に、私どもの考えといたしましては、既存の

とは、私としては疑問に思うところがございます。

研究を推進するということが、直ちに学部の創設であるとか大学の

その点が、

学的なものをも十分尊重した、こうおっしゃるのでございますが、

私どもの目から見ますと、たとえば講座の名前の中に全

ってまいりまして、

て指導できる人をつくりたい、そういうお考えで、そのために人間

にしていくための方法をとられるということも可能なんじゃないかますから、九州大学を増強するというか、そうして世界的なレベルれませんが、かりに九州にできますのでしたら、国立なんでございは問題にしなければならないことではないかと存じます。したがっは問題にしなければならないことではないかと存じます。したがっは問題にしなければならないこというかということも、私としてはが充ということ以外に、総合大学の基盤のないところにこういう

を申し上げてみたいと存じます。しまして、この御計画そのものについて、私の考えておりますことまっているということでございますならば、今度は第二段階といたいう大学を新設するということが、もうある程度基本方針としてきいう大学を新設するということにもかかわりませず、どうしてもこう

か、そういうふうに考えます。

そんなふうに考えました

存じませんが、ほんとうのこういう新しい技術社会のエリートとしなる職人のようなものをつくるのではない、ことばがいいかどうかでに論議の中に入っていたとは存じます。それから関口先生も、単すった結果でございますので、私の申し上げますようなことは、すすれぞれ私が多年尊敬しております諸先輩の方々が熱心に討議な

ても社会も受け取るでしょうし、学生も受け取っていくのではないなものになりますと、これは何と申しましても人間の自由な精神のとを研究する機関でございますならば、これは決して自分の学科のとを研究する機関でございますならば、これは決して自分の学科のとを研究する機関でございますならば、これは決して自分の学科のとを研究する機関でございますならば、これは決して自分の学科のとを研究する機関でございますならば、これは決して自分の学科のとを研究する機関でございますならば、これは決して自分の学科のとを研究する機関でございますならば、これは行と申しましても人間の自由な精神の然出ておりませんのです。こういうことは、つまり芸術というような出ておりませんのです。こういうことは、つまり芸術というような出ておりませんのではない

インというのは、これはジャーナリズムとか商業政策のほうから入色づけるものなのでございまして、管理技術としての工業形態といりことを考えてみますと、どうしても社会学的な研究というものを少なくとも一講座なり二講座なり、こういう工科的なものと並んでの御説明にございましたデザインということば、これは皆さますでの御説明にございましたデザインということば、これは皆さますでの御説明にございましたデザインということば、これは皆さますでの御説明にございましたデザインということば、これは皆さますでの御説明にございましたデザインということば、これはぎャーナリズムとか商業政策のほうから入れいというのは、これはジャーナリズムとか商業政策のほうから入れいということはさいます。

欧米の、こちらの方面では進んでおります国

設計とも訳さないでいままで過ごしてきたわけでございますが、例計とか、ああいうものをお考えになるといけませんので、これまた計という意味でございます。設計と申しますと、今度は建築上の設計というのは、ただいま関口先生が御説明になりましたように設で使っておりますデザインというのとはずいぶん違いまして、デザ

えば計画をするということであります。それで、そういう重大な計計画というような意味でございます。設計よりも、もっと進んで言全体を計画しよう、こういうことなんでありますから、ある意味で生体を計画しようならば一番理想的に会議が運べるか、そういうこと光条件で、どういう換気装置があって、どういう机の配置で、どう光をとって申しますと、たとえばこういう会議をするにはどういう採

が必要になってまいりますので、どうしてもこういう大学をつくらというような、ちょうど総合大学で研究するようないろいろなこと実現していくためにはどういうふうにしていかなければならないか題とか、それから既存のいろいろな技術形態の中で、わけても美を題とか、それから既存のいろいろな技術形態の中で、わけても美をしては、また話が前と混同いたしますが、この環境に一番大事なものには、また話が前と混同いたしますが、この環境に一番大事なもの

画ということでございますと、たとえば環境設計というような場合

で十分人間も集められる、それからその設備も整う、そういうようするに全日本的というか、全国的視野と申しますか、そういう観点とは、こういう学問を推進する機関が、その土地はどこであれ、要とれから、何よりもこういう問題についてお考えいただきたいこ

なことにしていく。

はなはだ僭越なこともございましたでしょうが、考えて問題とし

ところは、また御質問がございましたら、私の知っている限りのこし上げるつもりでございましたが、申し上げてみました。足りないが率直にとおっしゃいましたので、おっしゃられなくても率直に申ておりましたので、私が考えておりますことを、先ほど委員長の方

いう推進の具体的な方法として、私としては危惧するところが多少自体に、私はちっとも反対するものではございません。ただ、こう結論として一言申しますと、こういうものを推進するという計画

とではお答えしたいと思います。

○床次委員長 以上で参考人の御意見の開陳は終わりました。ある、こういうことでございます。

| 質疑の通告がありますので、これを許します。| ○床次委員長 | 次に、質疑を行ないます。

の質問は要約して簡単に両先生方にお願いしたいと思います。○唐橋委員 他の委員の方々から御質問があると思いますので、私

御審議いただいて、

にならなければ教育効果も薄れていくのではないかと存じます。

なければならないとおっしゃるのでしたならば、その点はもう少し

いわゆる人文学のものをもう少し正面にお出

どと理解できると思います。

ある、こういう点がいままで議論された中であったと思うのであり

ますが、それをまず出していただきますと、私たちが非常になるほ

常に高度なもの、 の中で、いままでずいぶんと各専門の方が討議された中で、実際こ けでありますが、ざっくばらんに申しまして、先生いままでの議論 がら、十分いろいろ意見を出してみたいというような立場であるわ ねらいの大学でございますので、私たちもそのような観点に立ちな います。先生がいま申されましたように、非常に特異な、 査としての現在までの御努力に対して深い敬意を表するものでござ 最初に関口先生にお伺いしたいのでございますが、 関口先生の主

現代社会の中でほんとうに必要なもの、こういう そして非 御議論があったかということも、二番目にお伺いしたいのでござい

ます。

を充実していくとするならば、新しい一つのあり方として充実して ざいますが、このような青写真で全国的な観点に立ちながら、これ それからもう一つは、このような一応の青写真ができたわけでご

題として出てくるだろうと思いますが、それらの点につきまして 金をかけながらやらなければならない、こんなような点が今後の問 いて、やはりこういう点はほんとうに今後中心的な設備として十分 すが、そういう場合に、先ほど申しましたような大学組織の中にお うかということも考えなければならない問題だと思うのでございま いく上において、やはりそれ相応の設備、そういうものが十分かど

学の性格なりあるいは今後の持っていき方として一番これが困難で あるいはこの内容というようなものを通じながら、総括的にこの大 的なこと、全般的なことが全部記載されていますが、この全般的な、 は非常に参考になると思います。一応説明書の中には、ずっと概念 思います。 いままでの経過等を含めてひとつお話し願えば非常にありがたいと

ういうところだったですか。それをまず出していただきますと、

私

れは一番困難だとか、これは一番やはり重要だ、こういう議論はど

ます。 し上げさしていただきます。足りませんでしたら、なお御質問願 ○関口参考人 っと私了解しなかったかもしれませんが、 初めの二つはやや抽象的な御質問だったので、 私の受け取った範囲で申

つの専門大学の形になりますから、この大学の研究体制、 既存の大学網とでも申しますか、大学組織とでも申しますか、 それからもう一つは、やはりいままでの大学制度の中で新しい一 いままで そ

ういうものとの関連についてはどのような、

現在までの経過の中で

した。 長い時間をかけて討論し、まとめ上げたわけでございます。そこで 情をわかして、それぞれの専門家の方に参与していただきまして 一番困った点はどうか、 調査会といたしましては、この問題につきましては非常な熱 困難な点はどうかというお話がございま

階があります。 すけれども、 といたしますれば、もう少しくふうがあるべきでございまして、 今道先生のお話は、 般教育科目と基礎教育科目、 相当いたしておるのであります。しかし、もっとほしいのでありま までは言いませんが、二年間で一般教育を相当な時間を使ってやる でございまして、従来の一般教育ではとても新制大学の使命は果た ますけれども、改善のうちの一番の問題点は何といっても一般教育 から文部省のほうに出されております大学設置基準の改善でござい 般教育をしなければならぬという意味で、ただいま大学設置審議会 ほうでは一般教育は非常に大事であるから、できるだけりっぱな一 四年間でやることになっておりますけれども、 です。ところが、ただいまの大学の基準の制度でございますと一応 てやるべきだ。ごもっともなんで、 困難な点は、いまも今道先生からお話がありました一つなんですが 点のくふうは、新基準の趣旨によりましてカリキュラムの中では この大学は、 ある場合には一年半も二年もかかってむだである 四年間の中に、百二十四単位が卒業単位でございます この いろいろ新しい授業科目がございます。そういうも 詰め込みにわたらぬ程度で百四十まではどうして 人間形成についてもっといろいろな講座を設け 大学の教育の使命は果たせない。 共通専門科目及び専門教育科目と四段 われわれのほうも全然同感なん 四年間で、 ですから、 私どもの -むだと そ

来考えていかなければならぬと思っております。

ございますが、創設する大学にすぐ大学院、 がわれわれの苦しいところでございます。そのためには、大学で将 クの中でやるのには、どうにもこの程度よりしかたがないというの は今道先生のお考えに全然同感なんですが、そういう与えられたワ 先生からもその点を突かれたわけでございますが、われわれとして そのことは付記してございます。その点が非常に困難な点で、 不十分であった点の教養は与えなければならぬと考えております。 の大学には研究科を置いて、そこでもう少し仕上げをしたり、 の学年進行が済みまして卒業生が出る暁になったら、どうしてもこ いかないのがいままでのならいでございますけれども、もし四年間 題点でございまして、 のを加えましても、 百四十ではどうもつらいなというのが われわれ報告書のほうのごく末尾にも書 研究科を置くわけにも :一番の

相当おるのだそうであります。私は直接は存じませんけれども、その次に困難な問題は、当然、御承知のように教員組織の問題にない。この供給源は、裏話を申し上げますと、いまこの種の問題にない。この供給源は、裏話を申し上げますと、いまこの種の問題にない。この供給源は、裏話を申し上げますと、いまこの種の問題にない。この供給源は、裏話を申し上げますと、いまこの種の問題にない。この供給源は、裏話を申し上げますと、いまこの種の問題であります。従来もこの種の総合的な研究部面につきましては、そうあります。私は直接は存じませんけれども、そのをいます。

こういう大学は日本にぜひ必要であるということでございますが、

この大学の教授科目の中には必修、

択科目の中には、

各大学のそれぞれの専攻の先生の非常勤講師とし

選択、それぞれございます。

選

ておりますから、

これはこれからの問題でございまして、まだ、いま教員組織をやっ

その際にそういう問題が当然起こると思います。

それから、既設の研究体制との関連をお尋ねのようでございます。

をぜひひとつ招聘したい。そういう方も招聘して教授陣容を充実し れらがたとえばアメリカにも相当行っておりますので、そういう方

者を大学の教員といたしまして、そうして一定期間海外に留学させ ことではないかと思います。 うなりますかは、いま文部省のほうでいろいろお考えになっている おるわけなんです。これからの実行問題でございまして、それがど は調査会としては持って、文部当局にもそういうことは耳に入って 新しい授業科目についての担当をしてもらいたいというねらいを実 ましてこの新しい方面の研究をさせて、戻してこの大学でそういう 講師クラスの人、この方面についての研究の一端をやっております それからもう一つは、 何らかの財源を得て、 助手クラスの 人なり

うでございます。 先生の中には、それぞれ人についてのめどをつけていらっしゃるよ しては何とかそれは切り抜けられるというつもりで、そして専門の 困難と申しますとその点が一番問題点だと思いますが、調査会と

> ての御協力を仰がなければならぬことが相当たくさんございますの の連携の問題が出てくるかと思います。 自然、 これから、 いま御指摘のような他の研究機関、 ただいまのところは、その

で、

程度ではないかと思うのです。

まして一つ一つ器具、 中につけております。それから設備につきましても、各学科につき の研究室、 備がほしいことはもちろんでありまして、 としては、できるだけこの新しい大学の目的に沿うような施設、 それから、 あるいは実験室、自習室等が要るという調書を報告書の 設備のことでございます。 機械、その他点検いたしまして、必要なもの 施設についてもこれだけ これはもう、 設

けれども、 ます。ただ、これまた、ここで申し上げるのもいかがかと思い はある程度補修したり、 れをとりあえず使わなければならぬという問題がございます。それ いますか、二、三千坪の建物があるかと思うのでございますが、 ております。そこに一万六千坪の校地と、それからどのくらいござ 芸大学、いまの教育大学が統合されまして、福岡の本部がい 質問ですからお答えせざるを得ないのですが、幸いにして福岡の学 うことを、われわれの考えをお出しいたしてございます。ただ、 を計上いたしまして、たしか約六億七千万円くらい必要であるとい 調査会としましては、できればこういう芸術と技術との 増強したりすることは必要であろうと思い

という考えを実は持っております。という考えを実は持っておりますが、調査会としては、そういうものは、望むらくは将来ほしいな局が予算とのにらみ合わせでしかるべくお考えになることでありまで、何も申し上げてはおりませんですけれども、これは文部省御当という考えを実は持っております。

のものもそういう情緒に訴えるような雰囲気のある、

ぜいたくなん

○唐橋委員(これはあとで今道先生への御質問にもなる、またお伺お答えになりましたかどうですか、一応……。

でありながら、 考え方の中でいま御質問申し上げたわけでございますけれども、 ういうものをほんとうに考えて出発していきたい、こういうような やはり有形、無形のうちに他への一つの方向づけがこの中から出て が一番大切なのではないか。どうしても、国立でございますから、 持ち、そして必要性の中で誕生していく場合に、やはり最初の出発 して何かやはり技術だけが先行されて、もっと高次なものがねらい の心配なのは、 ういう中において出発するとするならば、もっと理想的なもの、 くる、こういうことが常に念頭から離れないわけでございます。 伺いしたいことは、 いしたいと思っておるわけなんですが、一番私たちが関口先生にお 実は結果的にはそれが出てこなかった、こういう大 ほんとうに高等な技術家の養成が中心になって、 いままでの計画の中で、これだけ重要な性格を そ そ 私 そ

学になってはならないというのが私たちの一番の関心の的でござい

れませんか。いまの考え方の中から当然そういうものが出てくると設しなければ、それができ上がってこなければ一応完成とは考えらたわけでございますが、やはりこれは研究科というようなものを併いうような点に十分御論議が出ておった、こういうことをお聞きしますが、いまの学科編成やその他単位の点を聞いてみますと、そう

思いますが、どうですか、具体的に。

そのあとに付記いたしまして、できればある時期にはひとつ大学院 ク内でできるだけのことをやる、しかし、先ほど申しましたように、 ことがいま御指摘になった点なんでございまして、 出す、一応ということばを実は使っておるのです。その一応という の範囲のことをやって、 れば、私どもの報告書の中には、一応この範囲でもってできるだけ すから、これはやはり新制大学としては守らざるを得ない。そうす した意見でございます。ただしかし、いまの四年のワクがござい こうなりますと、四年ではやや不安心であるというのが委員の一 なければならぬ、 ならぬ、あるいは芸術に対する理解を十分持った者をつくってい ことに一般教養をうんとして人間をしっかりつくっていかなければ とする、こう考えますと、先ほど来のこの大学のユニークな性格や、 にかく先ほど申しましたように四年の修業年限、 ○関口参考人 再度の御質問でございますが、 しかも専門の学問も相当やらなければいけない そして卒業生をこの趣旨に沿うような者を 調査会としては、 百四十単位を標準 現在の制度のワ 致

とは存じます。

を述べましたときに申しましたことが、すでにお答えになっている

しかし、念のために申し上げておきますと、

例をと

す。

初めから、

ものを研究するというふうな形を考える人々が多いわけでござい中におきまして、各学部で専門教育を受けた者が大学院でそうい

十八、九なり二十くらいからそういったことをやっ

ましても、それからそういうことに興味を持つ人々は、

科目の区分というようなもの、専門教科目というようなもの、 実際専門的な立場に立たれまして、そして今道先生がいま申されま ございまして、どうしてもさっき私が申し上げましたように技術屋 ○今道参考人 ただいまの御質問に対しましては、 お伺いしたいのでございます。 こういうような点がもしおありでしたら、専門的な立場からひとつ いうものを一応検討された場合に、どの点が学科的に見て不足だ、 したような一つの趣旨の上に立って、この教科課程ですか、 ような場合に一番困難な問題が出てくると思うのでございますが、 限の中でそういうものを消化していかなければならない、こういう 高次のものをねらいながら、いま関口先生の申されましたような年 ですが、どうしてもそういうような、 ことばの表現がもし語弊がありましたら私としては申しわけないの わけでございますが、技術屋ということばが適当か適当でないか、 の養成におちいらないように、こういうような趣旨と私 芸術学の立場からこれを見られたいまのお考えをお聞きしたわけで ○唐橋委員 に果たすことができない、こういうふうに報告をしておるわけです。 今道先生にお伺いいたしますが、先生が専門的な美学、 端的に申しますとほんとうに 先ほど私が意見 理解した 各授業 そう

をつくっていく、そうでなければほんとうにこの大学の目的を完全

ございますが、 て、それは非常に大きな学問でございます。ですから、 全体の、生とか実存とか仕事とか全体にかかわるものでございまし 体が、大きく言えば全人類、 設計学などということになりますと、これは実はその学問の名前自 て、どちらかといえば個人的な色彩が強いわけでございます。 おいてできてくる。そしてそれの使い方というようなものに限られ おりますものも、 ます。それから従来の工学部などで教えております、また研究して 存を確保できればそれでいいという、いわば個人的なものでござい てその人がそれでもって何らかの形で社会に貢献すると同時に、 作家の場合、あるいは演奏家の場合は全社会を動かすということが 術大学などで教えております芸術というのは、それは非常に大きな というのとずいぶん違うのでございます。それで、 うものは、私どもの考えますところでは、 ほうがいいくらいなものだと私、 って申しますと、環境設計学、たとえばそれは環境計 普通は、 例外を除きますと、これはやはりその人の責任に まずその人の内面的な要求を満たし、そし それから小さく言いましてもある工場 申し上げましたけれども、 従来の芸術とか たとえば東京芸 画学と言った 私どもにし 実

ます。 ていくことができるかどうかということは、 私はやはり疑問に思い

した者が、初めてその基礎の上に立って新しい領域の人とシンポジ 科をつくるということと実は結び合わないところがあるわけでござ 究がございます。これは東洋の美学思想とか西洋の美学思想と比べ います。そういうものは、たとえば東洋美術の専門課程をしっかり いうふうにその学問を大切にするということが、直ちにそういう学 で、これを推進していかなければならないのでございますが、 ようなことを考える学問でございますが、これは非常に重要な学問 て、何か全人類にもっと基本的な示唆を与えるものはないかという から申し上げますものと多少違いますが、比較美学というような研 な社会と相関させて研究していくということでございまして、これ で申しますと、私の研究というのは、美学、芸術学を現代の技術的 それから、あと二、三分でございますが、 非常にわかりやすい例 そう

らないとか、こういう点を重視して出発すべきだ、こういうような 国的なレベルに立ってやはりこういう点に一番気をつけなければな そういう一つの総合芸術大学を今度九州につくるというときに、全 常なむずかしさの中で、今道先生、学問的に見られまして率直に、 ように教授の問題なり設備の問題がございますが、いまのような非 レベルのものを発足させていきたい。こういうときには、先ほどの の発足にあたりまして、いま申しましたような中において全国的な があるということは、私の質問はそのとおりなんですけれども、 いしたいと思うのですが、結論として非常に重要性があり、 ○唐橋委員 では、 いと思うのです。お答えになったかどうかわかりませんが……。 はよほどじょうずにやっていただかないと、いろいろな意味でまず いとおっしゃっておりましたが、全くそのとおりで、その点は、 先生のお話でも、 四年間でこれだけのことをやりますのはむずかし 私の質問はこれで終わり、他の委員の方にお願 必要性 私

また社会とか法律、経済とか、そういうものについて、従来の一般 てよろしいのでございますから、芸術、美あるいは哲学、 とか工業とかいうものを扱うのでしたら、これは社会を扱うと言 とはよくわかりますが、しかし、やはり芸術を扱い、 ○今道参考人 私の考えでは、単位編成上、 技術的にむずかしいこ あるいは

ては、少なくとも方向としては大学院でそういうことをやる。

そう

いますので、かりにこういう計画が推進いたしました暁におきまし んというのは環境衛生学などよりもっと大きなものじゃないかと思

うにしたほうがいいんじゃないかというふうに考えますので、 してあとは、もう少し専門的に何かしっかりしたものをつかめるよ

関口

うふうに考えられているわけでございます。ちょうど環境設計学な ウムをし、ディスカッションをしながらつくり上げていく、そうい

参考となると思うのです。 点がもしおありとするならば、

お話ししていただければ私の非常に

を承りたい。それと同時に、

文部大臣から、

その点は心配ないとお

うか、

私は非常に疑問がわくわけであります。これは将来、

教育のような形ではないものでしていただきたいというふうなこと 強調したいと思います。

○唐橋委員 終わります。

○床次委員長 川村継義君

をしておきたいと思います。 川村委員 参考人の方々、 御苦労さんでございます。 一言お尋ね

検討いただき、文部省も三年か四年かにわたって調査費を出して今 四年になりましょうか、皆さん方の調査専門のほうでいろいろと御 関口先生も御承知のとおり、この大学の設置に至るまでに、 三

日にきたわけです。ところが、これの口火を切ったのは、

九州の経

育

ろいろと御意見を承っておりますが、その間やはり私たちが私たち もこれまで何回かそういう方々にもお会いをし、昨年も一昨年もい 済界、産業界の皆さん方が口火を切って期成会をつくって推進役を つとめられた、これは御存じのとおりであります。そこで、 私たち

非常に心配をいたしますが、 を開拓していこうということについて、教授陣が一体どうなるかと わけでございます。先ほど関口先生からちょっとお話がありました いうことでございました。その点を今日まで実は一番心配している なりに一番心配いたしましたのは、こういう新しい学問の研究分野 はたして十分なる教授陣が配置できるかどうか、 いま一度その点を関口先生から御意見 これを

> っしゃるのかどうか、 文部省の考え方もあわせてこの際お聞きをし

ておきたいと思う。

れども、 から考えると、七名などというくらいの教授陣で目的を達するだろ 中にどうしても入ってこなければならぬと思いますが、そういう点 あるいは美学の分野であるとか、 先生のおっしゃったように、これはやはり哲学の分野であるとか 名の教授陣でどうなるだろうか。考えなければならぬことは、 おられるようであります。一体一般教育や外国語 教育、こうなっておりますが、その中で御報告によりますと一般教 それから教授科目が一般教育、 教授陣の内容を整えるか、これから非常に問題になると思いますけ 思います。この大学の将来を規制する重要な問題になると思うので けの学科あるいは教授科目等でよろしいか、これは大きな問題だと それからいま一つは、ここまでに至る経過がそうでござい 外国語、 文部省が最終的に一体どういう学科を考え、あるいはどういう 先ほど今道先生も御心配なさっておりますように、ただこれだ 皆さん方の総括のお話によりますと、専門学科は四学科 保健体育を合わせて七名という教授陣の配置を考えて 外国語、 いろいろなものが私は一般教育の 保健体育、基礎教育、 保健体育等で七 専門

は残ると思います。そういう点について、先生のお考えとあわせて がこの大学の高度な研究科目に対処してどのようにきめるか、

文部省のお考えをひとつこの際聞いておきたいと思います。

準備をしていらっしゃるように伺っておるわけでございます。 告が済みましてから、時を移さず文部省のほうでいろいろお考えの ざいます。そこで、その問題につきましては、 うに、調査会でもその点は相当真剣に考えております。 おりませんが、おつくりになって、着々その辺の研究と申しますか ようでございまして、最近は教員の選考委員会を、 査会といたしましては、一応めどを、できる範囲でつけたわけでご ただけるかどうかということはこれからの問題でございまして、 どうなるかわかりません。しかし、その方に御交渉しても、 のを持っております。しかし、それを発表するわけにいきません。 いろいろ研究の結果きめましたが、それらの特殊なものにつきまし 部といたしましては、 配だということはごもっともでございまして、先ほど申しましたよ ○関口参考人 一応われわれ仲間では何々先生ということで目星をつけたも 教授陣、 カリキュラムをつくりました際も授業科目を 組織について、関係の皆さんも非常に御心 私どもの調査会の報 別に私関係して 調査会の内 来てい 調

くあるべきなのでありますけれども、

一応調査会としては大学設置

基準の線に合わせたので、この程度になっておるわけでございます。

ただいま関口先生からお話がございましたように、

あると考えております。

○剱木国務大臣

りますけれども、この大学の特殊性から申しますと、やはりやや多

それから教員数につきましては、多いにこしたことはないのであ

だくとか、 究期間を、 うわけにもいかない場合もありますので、 して、 しい学問の分野でございますから、これは先生自体が教授になりま 会をつくりまして着々と先生の選考をいたしております。 教授陣容、 殊な大学でございますので、開学を一年先に置きまして、一年 実は普通の工業大学とか工学部とかいうような問題につきましては ますので、ただいま教授の――一年間の準備期間を置きましたのは、 かどうかという問題もあわせて考究していただきました。でござい たように、いろいろ科目について、それに相応する先生が実際ある もあわせて論議をしていただきまして、いま関口先生が申されまし これはいろいろ調査会の御論議の途上におきまして、そうい して集め得るかどうかという問題が一番大きな課題でございました。 ましたのは、 分準備をする。そのための一つの大きな仕事は教授陣容を集める 必ずしも不可能じゃございません。しかし、この大学はそういう特 これは新しい学問の開拓でございますので、 本年度から設立いたしましても、直ちに先生を集めるということは 先生として完成されました先生を初めから全部そろえるとい そういったような特別の措置をやはり講じていく必要が 組織をつくるということでございまして、いま選考委員 専門教科を始める前に外国に行きまして研究をしてい こういう大学の内容に即応するような教授陣を、 これはたとえば相当の研 私らが一番心配いたし おきたいと思います。

○剱木国務大臣

学にいたすために、ただいまからもすでにその準備的なことを始め

答申の内容によりまして、この大学をりっぱな大

は、

入れてまいらなければなりませんので、これらにつきましては十分 ておるのでございまして、仰せのとおりいろいろな専門教科を取り 助教授とか、そういう方をやはりこれ以外に相当充足する予定でご すし、これは専任教授だけでございまして、 す。しかし、一般教養等につきましてもたくさんな科目もございま 学設置基準で必要な専任教員の数をここに掲げておるのでございま 相当数の兼任の教授、

なお、

教授数につきましては、ただいま申されましたように、

大

ざいます。

○川村委員

先ほど関口先生のいろいろの御苦心、

それから、

新し

そういうものを広くして、教育科目の中に取り入れて総合的な研究 今道先生からいろいろ学校設立についての問題、 はそういう点十分検討いただけますか、その点をひとつお聞きして 成果を発揮するという、やはり陣容を整える必要が特にこの大学に たとえば美学の分野であるとか、あるいは哲学の分野であるとか ったのですが、やはり個々の、調査会での結果報告によりまして い研究開拓をしていく大学の使命について話がありました。 ついてはあるのじゃないか、こう考えるわけですが、文部省として 般教育の科目等について、文部省が発足するまでにはもう少し、 御配慮等の話があ また、

> たいと思っております。 その研究をいたしまして、 できるだけりっぱな大学に育ててまいり

○床次委員長 三ツ林弥太郎君

○三ツ林委員

関口先生にひとつお願いいたしたいと思います。

つお聞きしたい 員を百二十名ということに入学をきめた、その理由というのをひと すが、いまの教育の問題に関連して、国立の大学を設置するのに定 大学設立の趣旨を伺って非常に緊要だということは了解するので

種の職域は、先ほど来申しましたように、職人的なデザイナーはた 数でしっかりした教育をしようというのが一つ。それからもう一つ いう意味で、四十名が普通であるけれども少し減らして、少ない人 なが強調されます。 実験ということによって体得させるという点が非常に強い点をみん まするし、先ほど申し上げませんでしたが、理論、 の大学は、先ほど来申し上げましたように非常に特殊な学校であり 科入学定員四十名というのが普通のようでございます。しかし、こ ○関口参考人 普通大学の学部、学科をつくります場合には、 明らかな議論がなかったかと思いますけれども、とにかくこの 報告書にもそのことが書いてございます。そう 技術以外に実習 学

くさん養成しておりますけれども、企業の中枢に参画し得るような

四学科、こういうことにしておるはずでございます。とかし、十分に高い意味のデザインを理解できるような人をつくりしかし、十分に高い意味のデザインを理解できるような人をつくりいにこしたことはないのでございますから、百二十名、三十名ずついにこしたことはないのでございますから、百二十名、三十名ずついにこしたことはないのでざいます。

すれば需要は大いにあると思いますけれども、 とが載っておりますが、日本で初めての特殊の学校をつくるので、 を考えますと、 これが卒業生が出まして、ほんとうにいいということが証明されま おられるわけでありまして、ほかにもあろうと思いますけれども、 企業で非常に自覚したトップマネージャーたちがそうおっしゃって をおっしゃっておるわけなんです。ただ、この問題は、そういう大 のように高度の計画設計ができる人が絶対に必要なんだということ ○関口参考人 委員の中にも大企業の責任者がおられまして、い んです。そういうことについてはどういうふうにお考えですか。 日本全部で百二十名というのは少ないような感じがしておるわけな いう学校をつくって卒業生の需要が非常に見込まれておるというこ 〇三ツ林委員 この報告書には、非常に産業界の要望が強く、そう あまりたくさん出すのもどうかというふうな気持ち 当初の四年後のこと ま

だったのではないかと思っております。

○床次委員長

有島重武君

そこまでは実は調査会としては考えておりません。その点は、私外にはもう現在の学校教育の制度の中にワクがございませんから、

< ども、 りも、 大学に当たる期間 りますということになりますと、いま高等専門学校、高等学校三年 りのぼりませんように私は記憶いたしておるのであります。 なさったかどうか、そういった点について関口先生にお伺いします。 というものがございましたけれども、そういうような形態を御検討 ういうふうな話でありました。その点も当然であると思いますけれ おそらく短いであろう、大学院設置を将来しなければならない、そ 考えております。この大学について、先ほど四年の年限ではこれ えまして、大学というものが高等学校を卒業してから採るというよ けれども、 は十分わかりました。これは一種の英才教育の形になると思い い世界的な視野に立って、そうしてまた科学的な技術を駆使してい 指導者をつくっていこうという、 大学をつくるということを中心にして考えましたので、中学から入 ○関口参考人 審議の経過のうちには、そのことは意識的にはあま ○有島委員 そういったようなエリートをおつくりになるという、 さかのぼりまして、これを中学卒から採って、昔、大学予科 むしろ中学卒を採って七年制にしていくべきだ、そのように 私は、特に芸術大学なんかに関しましては、本質から考 ただいまお話を伺いまして、 一年の五年制度ができておりますね。 人間性に深く根ざして、 新時代に即応する新しい その趣旨 四年制

296

れませんでしたことを率直に申し上げます。思います。少なくとも調査会では、そこまでは意識的に審議はなさお答えするよりかも、あるいは文部御当局の問題ではないかと私は

があるかどうか、その点伺います。 ○有島委員 今後の審議の中にそういったことをお考えになる余地

○床次委員長

小林信

○小林委員

お二人のお話を承りまして、

こういう学問の必要と、

す。

れていただきたいと思うわけであります。よろしくお願いいたしま

ったことを下のほうにも延ばしていくということをひとつ考慮に入

○関口参考人 私、主査をいたしておりますけれども、

個人的に何

せんから、もし必要ならば、調査会でそういうことはあらためて審ならぬかもしれません。その辺をかみ合わせて考えなければなりまえられるかもしれません。しかしまた、学問的な素養を与えるということにおりますと、必ずしも年が若ければよろしいということは考えらぬかもしれません。その辺をかみ合わせて考えなければなりまならぬかもしれません。その辺をかみ合わせて考えなければなりますと、芸能的とも申し上げかねると思います。私が個人的に考えますと、芸能的とも申し上げかねると思います。私が個人的に考えますと、芸能的

議しないといかぬことではないかと私は思うのであります。

私の申しましたのは、芸術大学をあげましたのは

例

30二人の先主こ卸意見を承りたい点は、まず最切こ関コ先主のまわかったわけです。

そしてこれを完成するための問題点というようなものが私たちにも

間像としてはたくさんな技術を高い程度で総合する人間である、そうにお伺いするのですが、高い次元のデザイナーの養成である、人お二人の先生に御意見を承りたい点は、まず最初に関口先生のほ

要約をされたお話を承ったのです。これは、私の質問することは非

して技術と芸術の中間で、しかもそれを応用する、こういうように

技術の面でも高度の状態で、そしてそれを総合するとか、あるいはう見方もあるし、それから芸術の面でもできるだけ高度の状態で、りも低くてもいいんだ、技術の面も工業大学等で研究するものよとすると、いわゆる芸大等で専門的に芸術を専攻する程度でなくと常に幼稚な質問になるかもしれませんが、そのことばから受け取る常に幼稚な質問になるかもしれませんが、そのことばから受け取る

この種の指導者をつくっていく大学を前提といたしまして、そういり今後の教育の重大な問題となると思うわけであります。そして、り今後の教育の重大な問題となると思うわけであります。そして、り今後の教育の重大な問題となると思うわけであります。現在義務教育制は大体完成しておりまして、でございまして、一種の英才教育という見方、そういう前提から申でございまして、一種の英才教育という見方、そういう前提から申

297

私の問題をこれから御提

質問のようですが、その点をお伺いして、

うようにも考えられるわけなんですが、これは非常に型にはまったそれを応用するという人間もほしいんだとか、希望するのだとかい

の説明のときに少しことばが足りなかったのです。そういう点につ

非常にむずかしいことでございます。

私、

番初め

○関口参考人

示申し上げようと思うのです。

年 や実際大学を構成するときのことその他を考えまして、 率直に申し上げますと、当初は、芸術と技術半々ぐらいに昭和四十 養成をしよう、こういうふうに考えているわけなんです。そこで、 とと思いますけれども、 しかし、そのところは、私ことばが足りませんでして、そういう考 うことになっております。したがいまして、いま御質問に出たとこ 工科大学という字が示すように、やや工学のほうに傾斜をしたとい したもう一つ上の立場の、芸術と技術を総合した立場を持った者の 技術の両領域についての知識、センスを十分持った、それらを総合 かぬのだ、ことばは、言うことはやさしくて、実際はむずかしいこ 応用部門というだけでそれぞれ独立しているような形ではそれはい え方もあるが、われわれの調査会としては、そういう中間に、 を置くことが自然になりましょうけれども、そういう立場がある。 れから技術の応用部門、こういう立場がある。どちらかにウエート ましたのは、 きましても調査会では相当議論がされました。私が冒頭に申し上げ -の第一次の中間報告では考えておりましたけれども、 芸術と科学技術との中間の領域で芸術の応用部門、 われわれのほうの調査会の立場は、 現在の芸術 諸般の事情 芸術と ただ そ

ろの芸術科をつくるのではないのでありまして、

芸術的なセンスを

イタリアのような高度の技術というものが出ておらぬじゃないか。

すが、 持ち、 は世界的なものになっておる。日本は生糸も生産しておる、しかし、 かあるいはそのデザインとかいうようなもので、 いはイタリアあたりは生糸は生産されておらない、 なって日本では売り出されておるというふうな点を考えても、 あらゆる自動車のボディーは外国に注文をして、それがボディーに これほど日本の教育が進歩し、産業が伸展をしておるとはいっても いってないじゃないか。たとえば自動車のボディーにしましても、 を、いわゆるデザインを売るというふうなところまで日本の教育は 判されまして、日本の教育は非常に盛んだ、しかし、そのアイデア ○小林委員 私もヨーロッパへ行きましたときに、日本の教育を批 うに考えているわけです。そういうふうに答申もいたしております。 ではなしに、それらを総合した立場での人間をつくる、こういうふ ろうと私は思うわけであります。 えられない。その辺、これからのこの大学のむずかしいところがあ れぞれ工学部あるいは芸術学部と同じようにやれるということは考 ということになろうと思います。この四年の中で、 を持ち、 される多くの技術を、 調査会としては、そういうふうに技術と芸術を寄せ集めたの かつ、 しかもそれが十分理解できるというふうな卒業者ができる 技術についても実技を相当体得した、すなわち、 結局、 中身については自分もある程度の技術 それはこれからの問題でござい イタリアの絹織物 染色と

ら話をしてまいりますと長くなりますから問題点だけ申し上げます

参議院のほうへ行かなければならぬそうでございますので、これかば、そこら辺の目標は非常にむずかしいと思うのです。いま大臣がのがここで芸術方面で要望されるのか、こういうふうな点を考えれ

らば、 たちも、 ですが、両先生に何か御意見があれば、お聞きしたいと思うのです。 思うのです。そういう点について私は一つの考えを持っておったの あって、そういう点を啓蒙することも非常に私は重大ではないかと ようという、日本の産業を云々しようという人たちの大きな責任で ことも必要であるけれども、こういう分野は、日本の金もうけをし ということが問題だと思うのです。だから、こういう学校をつくる ると思うのです。これをどういうふうにもっと社会全般が生かすか は、 のを、ただ文部省のいまのような程度の考え方で進めていったので うのです。だからこの学校の使命は、先生たちがお考えになったも こういうデザイナーのようなものをつくるところに意欲がないと思 本の業界、事業家というものは、もっと日本の技術を伸展させる方 この理想を実現するためには、学校という組織の中で課程でやるな 研究をするようなことをやったらだめだと思うのです。そうすれば 業者はきわめて利己主義であって、ほんとうに日本のこういう技術 向に刮目しなければいけないと思うのです。そういう点では日本の るとか、 絶対にこれは満足できるものじゃないと私は思う。 やはり基礎的なものであって、それを完成するためには、 それ以上のまだ研究する機関も、そうしてその勉強する人 いまのような学生の財政事情で、 アルバイトをやりながら 日

というものは高次なものを持っている。はたしてそういうようなも

れば、芸大の音楽というものに入学できないような、それほど芸大るなんということはできない。かなり専門的な領域にまで達しなけんとすれば、とても普通の状態で高等学校を終えて、芸大に入学すまの芸術という面とすれば、とにかく芸大に入るのに、音楽家たらも要望されておる点だと思うのですよ。しかし、そこで問題は、い

うものは、

ま文部省が着想し、先生方が御苦労なすったこの教育のしかたといか、こういうことを指摘されたことがあるんですよ。要するに、いしたがって、日本の教育というのはどこかに欠陥があるんじゃない

私はそういう点でもって外国からも指摘をされ、

題は、い日本で

学問の進展によりまして中間領域の研究が

デザインに限りませず、

○今道参考人

基本としてはお話のとおりだと存じます。

たほうがよろしいと存じますので、そういう方向に向かえば、 いまの御質問の御趣旨がそのまま満足されていくようになるのじゃ 分研究できる学者ができてから実は学校とか何かも開設されていっ いく上におきましては、やはり本来から申しますと、 一の名前が出てまいります。ですから、そういうことを研究して 中間領域が十 ただ

非常に要求されてくると思うのであります。そして、

非常に新しい

は、

ないかと存じます。そのことは、これから文科系にもありますでし

ございます。

るほんとうの学者たちは、実はそういうものを研究する機関がほし 新しい学問が盛んに出てくると思います。その新しい学問を要求す ょうし、法律、社会学あるいは自然科学、いろんな方面にそういう

味で支持するお答えになるのじゃないかと思います。 だければ、私は日本の学問のために非常によろしいのじゃないかと ほとんどの学者の意見でございますから、そういう意味で、 存じます。そしてそれが、ただいまの御質問の学問 いので、その学問が目鼻がついてから教育にも進みたいというのが 要請というのも今後文教委員の方々もなお一そうおくみ取りいた の側からある意 学者側

それから、 くりになっておられることも事実でございます。ただ、 てはもっと協力すべきであるということは、全然同感でございます。 ○関口参考人 社会全般がこういう新しい領域の学問、 大学ができればある程度財政的な援助をしようという団体をおつ 現実には、 御承知のように、 地元の産業界の方々が、 私望むらく 教育につい ح

> な御援助をいただきたいということを心から私も感じておるわけで な大学をもり立てていただくように、 ない、私どもとしては、 見ますと、その御熱意がさめることがあり得る。さめるどころじゃ まりますと、ややともいたしますと、社会全般のいままでの経過を そういう御熱意がありますのですから、大学ができることがき いよいよいまお話しのようにこのユニー 社会のほうからも特に財政的

とをやってほしいと私は思うのです。とにかく、 なければいかぬ。そういう点にもっと学者の先生方も、 させる、これは絶対必要条件ですが、それはもっと産業界が刮目 産業を発展させるもとだと思うのです。とにかく工業と芸術を接触 ういうものに投資をするという、そういう体制が日本のこれからの 学校がほしいのなら諸設備をし、あるいは自分たちの研究の中でこ 思うのです。どっちかといったら、 するということは不可能だと思うし、また、それはしなくてい ○小林委員 やっぱり私は、 も私たちは反対するものではありません れということよりも、そういうふうに業界に刺激を与えるようなこ 学校の領域の中でこの大きな目的 もっと事業家のほうがこういう 学校をつく

応芸術家の領域に入らなければ入学できない。そして高度の日本の 申し上げたのですが、とにかくいまの芸大に入るということは、一 そこで、 先ほど私はちょっと芸大に入学するという問題で御質問

りましたら、 こら辺は非常に問題だと思うのですが、これについてのお考えがあ なされるのか、 体芸術工科大学というのはどんな形式で、どんな方法で入学試験が 芸術家が養成されていくのですが、そういうものを考えますと、 お聞きしたいと思うのです。 一般的な大学と同じような形でもってやるのか、 ح

要である、それを持たせるのにはやはりある程度実技を通すことが し上げましたように、芸術的な理解、センスを持つことは絶対に必 新しい一つの立場をつくる人ということでございますから、 ○関口参考人 再三申し上げますように、芸術と技術の総合された いま申

必要であるということがたしか調査会の皆さんの御意見で、そうい

ばしば出ております。ただ、報告書の中にはそのことまでは書いて るということをテストする必要があるのではないかという議論はし 験することはなくても、ある程度の実技を入学までに身につけてお 成するのではありませんから、それほど熟達した芸術的な技能を試 うことを延長いたしますと、結局入学試験については、 芸術家を養

問題であると思います。調査会としてはいまの議論が非常に出まし すから、これから新しくこの大学の準備に当たる諸先生方の一つの 案が成立いたしますれば予算の中に盛られるということでございま はございませんし、それから伺いますと、入学試験の費用もこの法 そのことをお伝えいたします。

○床次委員長

参考人の方々には、

たいへんお忙しいところ、

長時

やはり本年度で当面充実のためになすべき、

とうございました。 間にわたり貴重な御意見をお述べいただきまして、 厚くお礼を申し上げます。 まことにありが

ますが、この際、 本案につきましては、 午後二時まで休憩いたします。 引き続き唐橋君の質疑を続けるわけであり

午後零時十分休憩

午後一

○床次委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

法律案について、 国立学校設置法及び国立養護教諭養成所設置法の一 質疑を続行いたします。 唐橋東君

部を改正する

○唐橋委員 この前の質疑に引き続きまして質問させていただきま

す。

るか、 その趣旨に従ってそれに対処し、来年度を迎えるのだというような けるのか、 のような性質の会議または何か審議会的なもの、そういうものを設 して、現在までありました調査に関する会議というものを土台にす は重要な問題を含んでいると思います。 たわけでございますが、あのように、今後いろいろ充実するために 午前中、参考人を呼んで今度の大学に関する御意見等もお聞きし あるいは別に本年度、 あるいはまた、 現在までの調査の会議でもういいんだ、 新しく何らかの今後充実するためのそ したがいまして、それに対

すれば、お示し願いたいと思うのでございます。 は感じたのでございますが、それに対して本年度の計画等がありまないかというようなことを、午前中の参考人の意見を聞きながら私 とも、やはり諮問的な機関が大臣のもとになければならないのでは

考がある程度目鼻がついた段階で、この教育課程の、教育内容のほ 題も実は教官と離して考えられない点もございますので、 を開きましていろいろな角度から選考いたしておりますが、 幾つかの非常に重要な問題がございます。それを中心に出そうと思 ございますが、けさほどの参考人の御意見の中にも出ておりました 御意見をいただきまして、私たち、いよいよ実施の段階にかかると いろいろ参考人からも御意見がございましたように、教育課程の問 いますので、第一段階の教官の選考の委員会は、すでに何回か会合 設けるつもりでございます。教官の選考が非常に重要な問題でござ 物とか教育の設備関係を検討する委員会、この三つの専門の部会を っておりますが、大体三つの専門委員会を設けます。一つは、 のを設けております。ここでは何を主として考えるかということで いう前提で、去年の秋から九州芸術工科大学の設置の準備会という ○天城政府委員 つくるための専門の委員会、それから第三番目が、施設、 選考のための委員会でございます。それから第二は、 基本的な芸術工科大学の構想について調査会から 教育課程を 設備、 教官の選 きょう 教官 建

す。

えております。 それらの構想がきまって施設、設備の委員会をつくりたい、こう考

すので、これもその準備会の中の一つの大きな仕事と考えておりますが、とにかく大学が発足いたしますので、その学校の性格に向ますが、とにかく大学が発足いたしますので、その学校の性格に向ますが、とにかく大学が発足いたしますので、その学校の性格に向ように、もっと若い時代からの素養ということも非常に大事でございうに、もっと若い時代からの素養ということも非常に大事でございますが、とにかく大学が発足いたしますので、これもその準備会の中の一つの大きな仕事と考えておりまなが、もっている。

○唐橋委員 私からの要望をつけまして、この件に関する質問を終わらせていただきたいということを要望しまして、この件の質問中にやっていただきたいということを要望しまして、この件の質問中にやっていただきたいということを要望しまして、文部省内のあまり事を終わらせていただきたいということを要望しまして、この件に関する質問を終わらせていただきます。

うの御答申の線を基本にしながら委員会の仕事を進めてまいりたい。

会議所、

九州地方知事会、福岡県市長会等の諸団体から強い要望が

芸術大学の構想と変り、期成会を始め、日経連、

経団連、日本商工

(中略)

午後四時十三分散会

四四一 九州芸術工科大学の創設の経緯について

九州芸術工科大学の創設の経緯について(『大学資料』第二六号 一九六八(昭和四三)年二月)

大学学術局大学課

一・国立産業芸術大学(仮称)設置の要望

う声が、九州中心の文化団体や経済団体の間にあがっていたが、た

.ねてから、西日本地区に国立の芸術大学を設置してほしいとい

に要望する決議を行なった。 に要望する決議を行なった。 に要望する決議を行なった。 に要望する決議を行なった。 に要望する決議を行なった。 に要望する決議を行なった。 に要望する決議を行なった。

成り立つこと。

芸術大学設置の要望が重ねられたが、芸術大学の構想はその後産業が創立された。期成会は、九州中心の政・財界人、文化人からなり、会長とする「国立九州芸術大学設置期成会」(以下「期成会」という。)のいで昭和三八年二月、九州山口経済連合会会長安川第五郎氏を

重ねられてきた。

二. 国立産業芸術大学(仮称)設置の調査に関する会議の審議経

過について

中間報告

昭和三九年七月一三日以来五回にわたる検討の結果、昭和四〇年二設置の調査に関する会議」(以下「調査会」という。)を設け(資料1)して二〇万円を計上し、大学学術局に「国立産業芸術大学(仮称)

文部省は、それらの要望をうけて、昭和三九年度予算に調査費と

月一五日に大要次のような中間報告があった。

大学における教育と研究を行なう上で、独自の専門分野として粋芸術の双方にまたがる分野―いわゆる産業芸術の分野―は、ア 産業デザイン (音響などを含む。) など、近代の科学技術と純

まれること。 た人材を求めているなど、この種の卒業生の需要がかなり見込た人材を求めているなど、この種の卒業生の需要がかなり見込れ、産業界をはじめ、社会においては高次のデザイン教育を受け

の向うところを打ち出して、産業界を絶えずリードしてゆくだザイナーのあり方はどうあるべきかなど、産業芸術教育と研究業デザイン、産業音響などは如何にあるべきか、また将来のデ国の産業や貿易などが今後世界的に発展していくためには、産国の産業や貿易などが会後世界的に発展していくためには、産

設置 けの権威と指導性をもつことが望ましく、ここに産業芸術大学 |の根本的理由すなわち必要性が見出されること。

観点から見て、その立地条件はおおむね妥当であること。 かつ九州の中心地であることや、 学移転跡という構想は、福岡市が北九州重工業地帯に所在し、 この大学の設置場所と目されている福岡市所在の福岡教育大 産業と芸術の結びつきという

最終結論

記のとおり検討を重ねた。 調査費を各二〇万円計上し、 具体的に学部学科の組織、 ついて調査検討を行なうために昭和四○年度および四一年度予算に 文部省としては、上記中間報告の内容を基本的に了承し、さらに 教育課程の編成、 当調査会の中に専門委員会を設けて下 教育研究用設備などに

	催回数 総会開	開催 回数	合計	備	考
合 計昭和四〇年度	一 五 五	二一五二六五	110	延三六回となっている。会を五回開催したので、昭和三九年度において総	うている。 において総
この間、昭和	和四〇年	昭和四〇年六月二三日には、		調査会総会委員が調査会に	気が調査会に
おける調査検討に資するため、	討に資す		示芸術-	東京芸術大学美術学部建築科	達科、工芸
科、および千葉	*大学工学	子部工業意匠	学科、	および千葉大学工学部工業意匠学科、写真工学科、印	印刷工学科、
建築学科(小原研究室)	原研究室	を、	九月	六月二九日にはNHK技術研究所音響	研究所音響

ため、 研究部の見学を行ない、さらに昭和四一年七月二日には、 置場所と目されている福岡教育大学跡地の補修および新営に資する 調査会専門委員の東京工業大学教授清家清氏ほか三氏が現地 大学の設

の検討結果について(資料3)の報告がなされた。 その結果、 昭和四一年八月一日に国立産業芸術大学 の実地調査を行なった。(資料2)

三、大学設置の準備について

文部省としては、

前記「調査会」の検討結果にもられた基本的な

別会計八、六八六千円を昭和四二度予算に計上するとともに、昭和 ため、これに必要な経費として、一般会計七二三千円、国立学校特 考え方にそって、昭和四三年度開設を目途として設置の準備をする

四二年五月三一日国立学校設置法に昭和四三年四月設置の予約規定 をおいて、具体的な設置の準備を取り進めることとなった。 以下、設置の準備状況について、項を追って説明することとする。 (開設準備費) について

(1)一般会計

昭和四二年度予算

に必要な経費七二三千円を計上した。 準備会及び同専門委員会の開催、 九州学芸工科大学設置準備費として、 大学設置予定地の実地調査等 九州芸術工科大学設置

(2)国立学校特別会計

九州芸術工科大学創設準備に必要な経費として、八、六八六

千円を計上したが、その内容は次のとおりである。

自動車運転手一名、計六名(員)学長候補者(教授)一名、事務長一名、事務職員三名)

設備費等
経費 人に伴う経費、入学試験経費、教官当積算校費、運営費

2. 国立学校設置法の一部改正について

し、特に予約規定を定めた理由としては、次のような点が考えらゆる設置の予約規定が定められた。九州芸術工科大学の設置に関州芸術工科大学を昭和四三年四月一日から設置するという、いわ昭和四二年五月三一日、国立学校設置法の一部改正により、九

の予約がなされている。一 予算上設置の確定したものについては、過去にも法律上設置

れる。

高専の例(昭和三八年法律第六九号)

大学の例(昭和四〇年法律第一五号)

入試経費等が計上されており、四三年度開設が実質的に

(九州芸術工科大学については設置準備費として人件費)

伊部および和田の両氏が任命された。

確定していると考えられる)

し、また学生の選考についても特殊な方法をとる必要があるのので、早くから高等学校その他の関係者によくその趣旨を徹底② この大学は、前例のない独特な性格と内容をもつものである

で法律の根拠が必要である。

(注)大学又は学部の新設の場合は予算の成立、関係法令の制試を実施するためには、法律の根拠が必要である。 入試経費は四二年度予算に計上されており、大学開設前に入

4 学長、事務局長等の候補者に適任者を得るためには法律の根

定後に入試を実施している

ためには、法律の根拠があることが望ましい。 (5) 大学の設立について、関係者の協力 (特に募金関係)拠があることが望ましい。

3

九州芸術工科大学創設準備室の設置について

月一日、室長に小池新二氏(元千葉大学工学部教授)、室長補佐にう。)の室長および室長補佐を文部大臣の任命すべき官職とし、六により、九州芸術工科大学創設準備室(以下「創設準備室」とい任等に関する規程第三条第一項第一二号の官職の指定」(資料4)

昭和四二年五月三一日文部大臣裁定の「人事に関する権限の委

施設の補修、大学設置の趣旨徹底、入学試験の実施等の大学創設加州大学の協力を得て、大学設置計画書の作成、教官の招致交渉、九州大学の協力を得て、大学設置計画書の作成、教官の招致交渉、はた。創設準備室は、室長以下五人の専任の職員をおき、さらにけた。創設準備室と設置要項」(資料5)により、九州大学内に創設準備室を設備室設置要項」(資料5)により、九州大学内に創設準備室を設置を設置を設定して、大学制設準の設定のでは、大学制設準のでは、大学制設準の表

準備に当っている。

(1)九州芸術工科大学設置準備会の開催について 昭和四一年九月二八日、 文部事務次官決裁により文部省大

昭和四三年三月一七日まで四回にわたり開催したが、その間の と改称)第一回の会議を昭和四一年一〇月一八日に開催、 料6)(四二年四月一日からは「九州芸術工科大学設置準備会」 学学術局に「国立産業芸術大学(仮称)設置準備会」を設け 以来

ア 主な協議および報告事項は次の通りである 設置の世話を九州大学に依頼することについて(九州芸術

工科大学創設準備室の設置など)

ウ エ 教員の選考について 昭和四二年度及び四三年度予算について

イ

大学および学部の名称について

オ 教育課程について

+ 力 施設、 昭和四三年度入学試験の実施について 設備の整備について

大学設置審議会の審議状況について 九州芸術工科大学のPRについて

ケ

ク

地元の協力について

コ

募金について

職員宿舎の建設について

(ウ) 致交渉を含む) について 教官の外国留学および学科主任教授の外国視察 (教員招

(エ) 校地の拡張について

(2)

員会を設け延八回にわたり協議し、 名については 課程の編成、施設の補修計画の作成に当った。(専門委員の職氏 上記設置準備会に教員選考、教育課程および施設の三専門委 (資料7) 参照 それぞれ教員の選考、

地元の協力について

(1)寄付金について

ため、 して一億五千万円程度寄付する意向を示した。(資料8)その 第五郎氏は、文部大臣に対し、国立産業芸術大学の昭和四二年 年度中には決定するよう交渉中とのことである があった場合は採納することを確約する旨回答した。(資料9 会会長安川第五郎氏の依頼にこたえ、協力会から寄付の申し出 度となっている。なお当該寄付金を法人税法上損金扱いとする 度開学を要望するとともに、地元財界としては同大学設置に関 昭和四一年六月二三日国立九州芸術大学設置協力会会長安川 協力会の募金活動は昭和四二年七月から始められ、 寄付予定額は、 昭和四二年六月一日、文部大臣は九州芸術工科大学協力 教官の外国留学等の経費を加え、二億円程 昭和四日

完成の予定である。

立産業芸術大学(仮称)設置に係わる協力方を依頼し、 一年一二月一三日文部省大学学術局長から福岡県知事あてに国 たものであるので、その土地および建物の利用等に関し昭和四 の一部は、昭和二七年六月三日福岡県より条件付の寄付を受け 九州芸術工科大学が使用する福岡教育大学の土地および建物 同年一

用するものであることにかんがみ、昭和四二年一一月四日、 部省大学学術局長および管理局長連名で、福岡教育大学長あて 岡教育大学跡を昭和四二年度中に補修して昭和四三年度から使 さらに、九州芸術工科大学が、福岡教育大学の財産である福 文

二月二三日、協力する旨の回答を得た。(資料10

戸建設することとし、うち初年度分二六戸は昭和四三年七月頃 短縮し、当初案の三六戸より非常勤講師用の二戸を増して三八 福岡市および福岡県の協力に係わる職員宿舎の建設について 当初の四年計画を昭和四三年度から四四年度の二年計画に

依頼を行なった。(資料11)

に「九州芸術工科大学設置に係わる便宜供与方依頼について」

6 昭和四三年度予算について

円を要求しているが、その内容は次の通りである 九州芸術工科大学創設に要する経費として総額八四、 九八〇千

(1)

学生定員 芸術工学部

一二〇名

環境設計学科 三〇名

画像設計学科 工業設計学科 \equiv

音響設計学科

所要職員 初年度

(2)

助教授 学 長 〇 (一般教育等六、 (一般教育等四 専門教育四

その他 二七(五)

兀

計

注 () 内は振替を内数で示す。

専門教育 般教育

図書購入費

(3)

設備費

初年度

一、七四六千円 完成年度

五一、五二五 二七 七四六千円 二〇六、一〇〇 一、〇八四

五三、五四二 昭和四四年度以降に特別設備費として要 二〇八、九三〇

画像合成用電子計算機入出力装置一式 電子計算機装置一式 110, 000

求する予定のものは次の通りである。

以上のほか、

00、000千円

307

7.

施設について

同上附属装置一式電子音楽作成装置一式

四0、000

ステレオカメラ装置一式

二〇、〇〇〇

年三月二五日竣工予定となっている。して当面使用するものとし、昭和四二年一二月二一日着工、四三届四教育大学跡の建物を工事費約六、九七四千円をもって補修

- 8.大学設置審議会における審議状況について
- おいて原案どおり決定された。

 おいて原案どおり決定された。

 昭和四二年七月一日に大学基準分科会を開催し芸術工学部の基本的なあり方につ日の二回にわたり開催して、「芸術工学部の基本的なあり方につこととした。同専門委員会は、昭和四二年一二月五日及び一五に関する基準を作成するために、芸術工学専門委員会を設けるに関する基準を作成するために、芸術工学専門委員会を設ける
- 科大学設置審査のために芸術工学特別委員会を設けることとし 昭和四三年一月二九日、大学設置分科会を開き、九州芸術工

月一五日の大学設置分科会総会において、文部大臣あてに九州たり開催、教員組織については一般教育科目(基礎教育科目担当各学科八人計三二人、合計四六人の専任教員その他多数目担当各学科八人計三二人、合計四六人の専任教員その他多数目担当各学科八人計三二人、合計四六人の専任教員その他多数目担当各学科人人計三二人、合計四六人の専任教員その他多数に、同特別委員会は昭和四三年二月六日及び三月五日の二回にた。同特別委員会は昭和四三年二月六日及び三月五日の二回に

大学入学試験の実施状況について

芸術工科大学設置を可とする旨の答申があった

9

入学試験の実施については、九州大学教養部および学生部等の 全面的な協力を得て行なうこととなり、昭和四三年二月五日~二 員三○名に対し、環境設計学科一、一二一名、工業設計学科六一 員三○名に対し、環境設計学科一、一二一名、工業設計学科六一 四名、画像設計学科三二○名、音響設計学科四九四名、合計二、 四名、画像設計学科三二○名、音響設計学科四九四名、合計二、

月二八日学力検査合格者発表、四月四日の健康診断を経て、四月二〇日にわたり九州大学および東京教育大学において行ない、三二六日合格者八名に通知した。一般の学力検査は開設年度の特別には推薦入学の志願者四二名に対する面接テストを行ない、二月八三日入学者選抜には、推薦による選抜方法も取り入れ、二月二三日入学者選抜には、推薦による選抜方法も取り入れ、二月二三日

六日に最終的な合格者の発表を行なうこととなっている。

(以上設置の調査準備経過については (資料12) 参照)

国立産業芸術大学 (仮称) 設置に関する調査検討について

文大大第三三〇号

昭和三九年六月一〇日事務次官決裁

高等教育の段階における工業デザイン、商業デザイン、

建築デ

産業界においては近代工業に対する芸術の応用の必要性が強く叫 ザイン、放送音響、 ばれているが、産業デザイン学、放送音響学、産業音響学等が学 方の分野にまたがる「産業芸術」部門の教育は著しく遅れており、 産業音響等、近代科学の技術と純粋な芸術双

討する必要がある。 どうかなどについて、専門家、学識経験者の協力を得て、調査検 問として成り立つかどうか、大学教育として行なう必要があるか

調査検討すべき事項

(1) 産業デザイン学、放送音響学、産業音響学等近代工業と純粋

な芸術双方にまたがる分野の学問件

(3)(2)それらを大学教育として行なうことの可否 「国立産業芸術大学」(仮称)設置の必要性

(4)

(5)

実施方法および実施期間 このため関係者の協力を得て、 およそ次のような日程で調査検

討を進めるものとする。

議開催予定回数は昭和三九年七月上旬、 一二月中旬、 昭和三九年七月一日から昭和四一年三月三一日まで(本年度会 四〇年二月中旬の五回である。なお、 八月中旬、

一〇月中旬 必要に応じ滴

宜関係大学及び候補地を調査するものとする。)

協力を求める部外者の氏名および職業

勝見 勝 美術工芸デザイン評論家

玖村 敏雄 福岡学芸大学長

小池 小島喜久寿 新二 千葉大学教授 東京学芸大学教授

柴田 小塚新一郎 周吉 三菱化成工業株式会社会長 東京芸術大学長

関口 勲 東京家政学院大学長

中村 諸 前 井 田 三部 研一 泰次 洋画家 東京芸術大学教授 文部省社会教育官

5

経費

設置する場合の組織編成等

設置する場合の設置場所

309

国立産業芸術大学 (仮称) 調査 100千円

訳

諸

謝

金

<u>-</u>

職 委員等旅費 員旅費

福岡教育大学跡地の施設の補修及び新営について

 構内の各学科グループ間の交通連絡を円滑にするため、 大学全体について 能率

計学科と画像設計学科の中間に位置させ、両学科への接触を容 のよい動線計画をたてること。(例えば工業設計学科は、環境設

易ならしめること。)

環

境

設

計

音

響 設

計

义

書

館

I 業 設 計

画

像

設

計

(資料2)

(四一年七月二日 清家、福井、黒木、伊藤の各委員現地調査)

6 吸収する。)

5. 資料館を設けること。 附属博物館を設けること。(これができれば、5の資料館を

7. 倉庫 (学生の製品、標本、模型等を収容する。) を多く設け

2. 各学科について 環境設計学科 (1)

ること。

(2) 温室を含め、 広いスペースの製図室を完備すること。 環境設計用の造園植物標本園を設けること。

2. 工業設計学科

(1)

温水、空冷、

除塵の設備をした写真現象用暗室(一〇人程

度収容しうる部屋を三室)を設けること。

画像設計学科

(1)

テレビスタジオ (二○○㎡)、ラジオスタジオ (六○㎡)、

2. 樹木の植栽、花壇、芝生等造園計画をたてること。(環境の

3. 講義用教室のほかに、少人数の演習室(セミナー室)をなる

べく多く設けること。

美化を図ること。)

4.総合視聴覚大教室(階段教室)を最も便利な場所に設けるこ

と。(映写設備、スライド設備、場内拡声装置、工業TV、録音

舞台設備等を設けること。)

310

映画スタジオ(二○○㎡)を設け、各室とも防音装置をし、 つ、照明用電力として一室当り四○KVAとすること。(体

育館を改造して使用しうる。)

(2)真工学用四〇㎡ 温水、空冷、除塵の設備をした写真現象用暗室を三室 一室、二〇㎡一室、 印刷工学用三〇㎡ 一室 写

音響設計学科

を設けること。

(1) 六室)は防音防振とすること。 音響工学関係の教室 (四室) と、音楽Ⅱ関係の練習室等 (四

を設け、両方で二〇〇。mの広さとすること

成

無響室(天井の高さ七m)及び残響室(天井の高さ五m)

(2)

(3) 広さとし、防音防振及び空調とすること 音響構成実験室を設け、天井は七mの高さで、三○○㎡の

(4) 電子音楽実験室を設け、三〇〇㎡の広さとし、換気装置を

5 その他

すること

(1)円 電子計算機室を設け、空調とすること。 五〇坪二、〇〇〇、〇〇〇円)(本部地下に設けてもよい。) (坪四〇、

昭和四一 年八月一日 (資料3)

文部省大学学術局長

天 城 殿

国立産業芸術大学 (仮称) 設置の調査に関する会議

国立産業芸術大学(仮称) 設置の検討結果について 主査 関 (報告)

たが、このたびその結論を得たので別紙のとおり報告します。 和四〇年二月一五日中間報告を行ない、その後引続き学部学科の構 双方にまたがる分野についての大学教育と研究、卒業者に対する社 年七月一三日その第一回の会議を開催以来近代の科学技術と芸術の 会的需要等「産業芸術大学」設置の可能性について調査検討し、 国立産業芸術大学(仮称)設置の調査に関する会議は、 教育課程の編成等について専門委員会を設けて検討を重ねてき 昭和三九

付 記

国立産業芸術大学

(仮称)

設置の調査に関する会議委員

主 查 関口 勲 (東京家政学院大学長)

副主査

小塚新一郎

(東京芸術大学長)

玖村 勝見 敏雄 勝 (福岡教育大学長 (東京造形大学教授

小池 (千葉大学教授)

小島喜久寿 (東京学芸大学教授

柴田 周吉 (三菱化成工業株式会社会長) 括表

1

别

紙

目

次

2

前田 泰次 (東京芸術大学教授

中村

研一

(洋画家)

諸井 三郎 (東京都交響楽団長

国立産業芸術大学 伊藤 毅 (仮称) 設置の調査に関する会議専門委員 (早稲田大学教授)

梅植 忠夫 (京都大学人文科学研究所助教授)

黒木総一郎 木村 秀政 (NHK総合技術研究所主任研究員 (日本大学教授)

清水 司 (早稲田大学教授) 坂井

利之

(京都大学教授)

角田 隆弘 (千葉大学教授)

清家

清

(東京工業大学教授)

中島 博美 (日本コロンビア株式会社三鷹工場長)

福井 樋渡 (千葉大学助教授) (NHK放送科学基礎研究所主任研究員

松田 智雄 (東京大学教授

(東京大学教授

吉武 泰水

国立産業芸術大学 (仮称) 設置の調査に関する会議検討結果総

3 教育課程 教育科目別卒業所要単位数 (一般教育科目、 基礎教育科目、

計学科専門教育科目、 環境設計学科専門教育科目、 音響設計学科専門教育科目) 工業設計学科専門教育科目

画像設計学科

教育研究用設備(環境設計学科、工業設計学科、

5 音響設計学科 説明書 (総合前文……大学設立の意義とその必要性ほか……、

参考資料

各学科の意義、

教育の目標、

教育内容、

活動分野等

国立産業芸術大学 (仮称) 設置の調査に関する会議の中間報告に

ついて(報告)

別 総括表 国立産業芸術大学

(仮称)

設置の調査に関する会議の検討結果

紙

(1) 名

称

(二案)

芸術工科大学

(二案) 国立産業芸術大学

(三案) 産業設計大学

称 (二案) 案 芸術工学部 産業設計学部

(2)

学 部

0

名

数 名称 四学科

(3)

学科の

共通専門教育科目

(5) (4) 学科目数、名称 専門教育科目の 授業科目の区分 各学科 △環境設計学科 専門教育科目 保健体育科目 外国語科目 画像設計学科 工業設計学科 △工業設計学科 基礎教育科目 音響設計学科 環境設計学科 △画像設計学科 般教育科目 環境工学 環境設計第三 機能・材料 工業設計第二 工業設計第 理論・歴史 環境設計第二 環境設計第一 四学科目 (9)(6)(8) (7)設 専 施 入 任 学 教 定 員 数 員 設 △音響設計学科 音楽Ⅱ 音楽Ⅰ 環境設計学科設備見込額 福岡教育大学跡を教育課程等に合わ き助手二名 ただし、希望としては一学科目につ 教員四名を含む。) 他に助手一八名 音響工学 音響構成 画像工学 画像設計 情報設計 理論・歴史 せ補修改築を行なう。 専門教育科目 基礎教育科目 一般教育科目等 四六名(共通専門教育科目担当 一二○名 (一学科につき三○名) 六七〇、七六五、〇〇〇円 三二名

三名 七名

工業設計学科設備見込額 七九、六九二、〇〇〇円

一八一、五五三、〇〇〇円

画像設計学科設備見込額

二三七、八四七、〇〇〇円

音響設計学科設備見込額

将来は大学院を設置するものとし、それ 一七一、六七三、〇〇〇円

附

帯

意

見

(備考)

学士の種類は未検討

まで暫定的に専攻科を置くものとする。

[以下略]

(資料4)

人事に関する権限の委任等に関する規程第三条第一項第一二

号の官職の指定

昭和四二年五月三一日

文部大臣裁定

第三条第一項第一二号の官職として、昭和四二年六月一日から昭和 四三年三月三一日までの間、 人事に関する権限の委任等に関する規程(昭和三二年文部省訓令) 九州大学の九州芸術工科大学創設準備

室の室長及び室長補佐を指定する。

(資料 5) 九州芸術工科大学創設準備室設置要項

設置

昭和四二年六月一日九州大学総長裁定し

九大庶第二七〇号

備を行なうため、 昭和四三年四月一日から開設される九州芸術工科大学の創設準 九州大学に九州芸術工科大学創設準備室(以下

設置期間

「創設準備室」という。)を置く。

三月三一日までとする。

創設準備室の設置期間は、

昭和四二年六月一日から昭和四三年

組織

- 1 創設準備室に室長および室長補佐二人を置く
- 2. 室長は教授を、室長補佐は事務職員をもって充てる。
- 3 創設準備室に、その事務を分掌させるため、次の三係を置く。

会計係

庶務係

教務係

1 庶務係は、次の事務を分掌する。 創設事務の連絡調整に関すること。

(1)

口 室長の秘書事務に関すること。

諸規則の制定準備に関すること。 大学設置計画書の作成に関すること。

ホ その他他係の所掌に属しない事項を処理すること。 人事に関すること

会計係は、 予算および決算に関すること。 次の事務を分掌する。

(2)

施設および設備の維持補修に関すること。

物品の調達および管理に関すること。

その他会計および施設に関すること。

イ 教務係は、 教育課程に関すること。 次の事務を分掌する。

(3)

学生の受入れの準備に関すること。

入学試験の準備および実施に関すること。

口

その他教務に関すること。

(資料6)

国立産業芸術大学 (仮称) 設置の準備について

文大大学二〇八号

昭和四一年九月二八日文部事務次官決裁

1 趣旨

国立産業芸術大学 (仮称) 設置の調査については、さる八月

> おいては設置準備費を計上しているが、さしあたり本年度内に同 日別紙のとおりその結論を得、また昭和四二年度予算概算要求に 大学設置の準備にあたるため、「国立産業芸術大学(仮称)設置の

準備に関する会議」を設けるものとする。

設置準備会における検討または報告事項

(1)

大学設置の世話を九州大学に依頼することについて

(2)大学、学部の名称について

(4) (3) 教官の選考について(専門委員会を設けて検討する。

(5)施設の改修について(専門委員会を設けて検討する。 教育課程について(専門委員会を設けて検討する。)

(6)学生寄宿舎、職員宿舎について

地元の協力について

実施方法および実施期間

関係者の協力を得て、 おおよそ次のような日程で検討を進める

日までの間 昭和四一年一〇月一八日(第一 (本年度の会議開催回数は三回程度、

回 から、

昭和四三年三月三二 来年度は三回程

ものとする。

協力を求める関係者の職業および氏名

関口 東京家政学院大学長

小池 新二 千葉大学教授

鵜崎

多一

福岡県知事

諸井 三郎 敏雄 福岡教育大学長 東京都交響楽団長

柴田

周吉

三菱化成工業株式会社会長

(1)

教員選考専門委員会

吉武

泰水

東京大学工学部教授

氏

名

現

職

吉武 梅棹 忠夫 東京大学教授 京都大学助教授

瓦林 阿部 潔 九州電力株式会社副社長 福岡市長

坂井 妻木 徳 渡 九州大学工学部長 九州工業大学長

遠城寺宗徳

九州大学長

佐々木吉郎

明治大学教授

渡辺 大木金次郎 小塚新一郎 東京芸術大学長 青山学院大学長 静岡大学長

天城 岩間英太郎 文部省大臣官房長 福田

繁

文部事務次官

茂 文部省管理局長 文部省大学学術局長

宮地

以上二一名

水野 伊藤 牧田 諸井 天城

三郎

康雄

NHK放送科学基礎研究所長

尚

川野 梅棹 青木 小池 忠夫 正夫

九州大学工学部助教授

東京都立航空工業短期大学助教授 京都大学人文科学研究所助教授 九州芸術工科大学創設準備室長

洗足学園大学音楽学部長

文部省人事課長 九州大学工学部長 文部省大学学術局長 九州大学教養部長

高明

青木 教育課程専門委員会 正夫 名 現

氏

(2)

諸沢

正道

九州大学工学部助教授

職

(資料7)

九州芸術工科大学設置準備会専門委員名簿

四二・八・二五 現在

(3)青江 牧田 小池 青木 牧田 小池 高橋 栗山 Ш 氏 Ш 野 施設専門委員会 野 春雄 幸 康雄 康雄 正夫 洋 洋 名 文部省教育施設部福岡工事事務所長 東京都立航空工業短期大学助教授 九州芸術工科大学創設準備室長 九州大学工学部助教授 千葉大学工学部教授 東京都立航空工業短期大学助教授 九州芸術工科大学創設準備室長 九州大学施設部長 文部省管理局教育施設部計画課監理官 文部省管理局教育施設部計画課長 NHK放送科学基礎研究所長 NHK放送科学基礎研究所長 現 職

お願い申し上げます。

寄附する考えでございます。 なお、地元財界としては、同大学設置に関して一億五千万円程度

昭和四一 年六月二三日

副会長

吉

숲

長

第五郎

副会長 副会長 副会長

П

義

夫 潔

瓦 平 柴 安

林 # \mathbb{H} Ш

> 富二 周

郎

国立九州芸術大学設置協力会

(資料9)

文部大臣 剱木亨弘 殿

採納証明書発行願い

会より寄附したる場合は採納することを確約願います。 九州芸術工科大学の設置に関し、 施設等の費用にあてるため、

昭和四二年五月八日

九州芸術工科大学協力会

長 安 Щ 第 五. 郎

숲

雑大第二の五号

来る昭和四二年度より開学していただきますよう、格別のご高配を

317

お 願 Ņ

かねて設置方ご配慮願っております国立産業芸術大学については、

中村梅吉

殿

文部大臣

(資料8)

田

九州芸術工科大学協力会

会 長 安 Щ 第 五. 郎

昭 「和四二年五月八日付けで申請のあった寄附の採納願については、

劔木亨弘

九州芸術工科大学の設置に関し、 施設等の費用にあてるため、

州芸術工科大学協力会から寄附の申し出でがあった場合は採納する

[四三八と同じにつき略

文部省大学学術局長

文大大第二四一号 (資料 11

昭和四二年一一月四日

福岡教育大学長 殿

文部省大学学術局長

文部省管理局長 宮 地

茂

村 Ш 松 雄

九州芸術工科大学設置に係わる便宜供与方依頼について(依

採納証明書発行願いについて

別紙のとおり発行いたしましたのでお知らせします。 昭 「和四二年五月八日付けで申請のあった標記のことについては、

なお、

募金計画書、

趣意書等作成のうえは、速やかに送付して下

頼

318

さい。 注

九 (資料 10)

より、

寄附する形をとる関係上必要とし、またこの採納証明書に 然免税となるが、一たん協力会で募金しそれを国に対して のであれば法人税法第三七条第三項第一号の規定により当 この採納証明書は、この寄附が国に対して直接なされる

福岡国税局長から協力会あてに免税確認書を発行す

る手筈となっている。

勲

天 城 殿

会長

安川第五郎

九州芸術工科大学協力会

昭和四二年六月一日

雑大

第二の五号

昭

文部大臣

ことを確約する。

記

·和四二年六月一日

下記のとおり回答します。

校跡 平原一、二八七番地)を予定しております。 の大学の設置場所としては、すでに御承知のとおり、貴学元福岡本 日から設置することとし、その準備をとり進めておりますが、こ 九州芸術工科大学については、国立学校設置法上昭和四三年四月 (福岡市塩原町二二六番地)および井尻寄宿舎跡 (福岡市大字 兲 芸 年 月 二、二七 日 望の決議

修および改修のための工事をする必要がありますので、その際の便 一月頃から、 ついては、昭和四三年四月開校に間に合うように、 設置の世話大学をお願いしている九州大学において補 昭和四二年一

宜供与方よろしくお願いします。 文大大第二四一号 昭和四二年一一月四日

三九 兲 三八 六、一〇 八 = 昭和三九年度予算として、国立産業芸術大学(仮 想と発展) 国立九州芸術大学設置期成会 検討について」事務次官決裁 知事会、福岡県市長会ほか約二〇団体) 国立九州芸術大学(後に国立産業芸術大学の構 九州文化推進協議会が国立九州芸術大学設置 上記調査費は二〇万円と政府予算案決定 「国立産業芸術大学 (仮称) 設置調査費三〇万円の要求を大蔵省提出 創立 設置の要望(日経連、 九州・山口経済連合会、 事 設置に関する調査 (会長安川第五 項 経団連、 九州地方 日本

文部省大学学術局長

九州大学長

地 茂

このことについて、別紙のとおり福岡教育大学長あて依頼しまし 九州芸術工科大学設置に係わる便宜供与方依頼について

たので、よろしくお取り計らい願います。

(資料12)

九州芸術工科大学設置の調査及び準備の経過

覧

 $\overline{\bigcirc}$

IJ IJ

(第三回

IJ IJ

回

七、二三

調査会(第一回)

開催

う。) の委員に委嘱依頼

(期間三九、七、一~四

一、三、三一)

勝見勝氏ほか九氏を「国立産業芸術大学

設置の調査に関する会議」(以下「調査会」とい

319

																三	年
_				_	九		八	六			六	五.			\equiv	=	月
=			-	、 九			`) 元				<u></u>		五.	`	_	日
調	三	委				称)	昭	学 調	学	<u>工</u>	調		り		調		
盆 会	$\overline{}$	媽 依頔		件 組 漁		開設	四		科	云科、			天 学 学		<u>貴</u>		
第八		_	梅忠		第七	準備	年度	員	刷工			第六	一術局	(第 五	一〇万	(第四	
		間四	夫氏	育課		費九一	予算-	N H	学科	大学	東京	旦	長あ		円を開	回	事
及び恵			ほかと		開催	五六千	として	K 技術	及び建	工学	芸術士	"	てに調	開 催	和加加	"	
門委			し氏を	育研		円の	、国	研究	築学	二業	八 学 美		査会	調香	0年		
員会		\equiv	調査	究 用		要求力	立 産 業	所意	科を見	意匠	術学!		の中間	会主	度予算		項
台同会		四四	会専制	設備室		を大蔵	芸術	響研究	見学	学科、	部建		削報告	査関ロ	昇案に		
議開		=	[委員	守 検 計		~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~	大学	光部を		写真	祭科 及		ы	動氏	計上		
催		`	に に	カ		出	仮	見		Ï	Ű			よ			
														ш			ш
																	Č
_		三、	_	=	- -	_	_		二	一、		一、	"		_	"	
八	九	_	=	J\		八	兲			九				Ō	四		C
							専門で	二 成会	自由	専門で	O 万 万	開設					
"	"	"	"	"))	委員会	皮 開設	氏主党	委員会	円と	準備	"	"	"	"	"
							$\overline{\Delta}$	以 公	ル	$\overline{\Delta}$							
合	(<u>産</u>	$\widehat{}$	$\widehat{}$. /	$\overline{}$	合	万第	田中	代	して政	質の予	(産	合	(産	(産	合
(合同会	(産業音	<i>"</i>	<i>"</i>	<i>"</i>			(合同会	に万全を出	田中角栄	(代表者	して政府予算	質の予算要	(産業音	(合同会会	(産業音	(産業設	(合同会)
(合同会議)	(産業音響関係		<i>" "</i>	<i>"</i>				に万全を期する川第五郎氏に国	田中角栄氏国立	専門委員会(代表者会議)	して政府予算案法	質の予算要求六円	(産業音響関係	(合同会議)	(産業音響関係	(産業設計関係	(合同会議)
(合同会議) =	(産業音響関係)		" "	" "	· \		(合同会議) 開催	に万全を期する旨約川第五郎氏に国立産	田中角栄氏国立九州		○万円として政府予算案決定	質の予算要求六五六千	(産業音響関係)	(合同会議)	(産業音響関係)	(産業設計関係)	(合同会議)
	(産業音響関係) =	\smile	\smile	\smile	· \	_		二年度開設に万全を期する旨約す成会会長安川第五郎氏に国立産業芸	田中角栄氏国立九州芸術	(代表者会議) 開催	して政府予算案決定	質の予算要求六五六千円は	(産業音響関係) "	(合同会議) "	(産業音響関係) =	(産業設計関係) "	(合同会議) "
	_	\smile	\smile	\smile	· \	_		二年度開設に万全を期する旨約す成会会長安川第五郎氏に国立産業芸術大学の	自由民主党田中角栄氏国立九州芸術大学設置		して政府予算案決定	開設準備費の予算要求六五六千円は、調査費二			_		
	調査会(第八回)及び専門委員会合同会議開催		調査会(第八回)及び専門委員会合同会議開催ニスー・ニー)ニー、一二〜四一、三、ニー・ニ、一一、一三〜四一、三、ニ、一一	調査会(第八回)及び専門委員会合同会議開催 一八 一二 一一 一九 三一) 一一 一一 一二 一二 一二 一二 一二 一二 一一 二一 一二 一二 一二	調査会(第八回)及び専門委員会合同会議開催 一八 ため、梅棹忠夫氏ほか七氏を調査会専門委員に ニ、一 三、一 三、一 三、一 三、一 三、一 三、一 三、一 三、一 三、一 三	調査会(第八回)及び専門委員会合同会議開催ニストの、梅棹忠夫氏ほか七氏を調査会専門委員にを嘱依頼(期間四〇、一一、一三~四一、三、三、二一三一) ニ、一十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	(第八回)及び専門委員会合同会議開催 二八 一八 一八 一八 一八 一八 一九 一九 一九 一九 一九 一九 一九 一九	昭和四一年度予算として、国立産業芸術大学(仮 一八 一八 一八 一八 一八 一八 一九 一九	調査会(第八回)及び専門委員会合同会議開催 二八 下	学科、印刷工学科及び建築学科を見学 ニニ	工芸科、千葉大学工学部工業意匠学科、写真工 一、一九 上	調査会(第八回)及び専門委員会合同会議開催 二八 三二 三二 三二 三二 三二 三二 三二 三二	第六回	9大学学術局長あてに調査会の中間報告 "	明査会 (第五回) 開催 調査会主査関口勲氏よ 四一、一、1の大学学術局長あてに調査会の中間報告 "	□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	二、 五

八 一	七 三	t,	一回	四	六、七	元		三五	一七	五、九	1.0			四、四、一五	年月日
称)設置の検討結果について」最終報告より大学学術局長あてに「国立産業芸術大学(仮リーリー(第一三回) リ 調査会主査関口勲氏	調査会(第一二回)開催	築の資とするため福岡教育大学跡を実地調査調査会専門委員清家清氏ほか三氏建物の補修改	" " " "	"" "" "" "" "" "" "" "" "" "" "" "" ""	" " " "	専門委員会(合同会議)開催	依頼(期間四一、五、二八~四二、三、三一)利之氏ほか三氏を新たに調査会専門委員に委嘱	梅棹忠夫氏ほか七氏を前年度に引き続き、坂井	調査会(第一一回)開催	専門委員会(合同会議)開催	調査会(第一〇回)開催	構想について説明	大学設置分科会に国立産業芸術大学(仮称)の	調査会(第九回)開催	事項
		四一													<u>p</u> r
Ξ	· 二	_		一四		=				一 〇 四		九、二八			J\
八、六八六千円の一般会計の七二三千円の国立学校特別の一般会計の七二三千円の国立学校特別の登録が政府案決定の政治が対象が、近近の対象が対象が、		教員選考専門委員会開催	二、三、三一)会委員に委嘱依賴(期間四		依頼	術大学(仮称)設置に係わる協力方について」大学学術局長より福岡県知事をて「国立産業芸」				阿部源蔵氏ほか二〇氏を	て」事務次官決裁	「国立産業芸術大学(仮称)	四千円(施設補修費を除く)	一、二四七千円、国立学校特別会計二三、六一利、記置準備費の要才を大蔵省提出 一般会訓	ΛL

								,	MJ	7	74)	пДи	J	HΛ	, -j -v.	ノ <u>后リユ</u>
"	六										四、二六				四、四、二	年月日
	_		Ξ	-			九			八	云	七			$\overline{}$	日
大学を昭和四三年四月一日から開設する旨規定国立学校設置法の一部改正により、九州芸術工科	文部大臣より安川第五郎氏あて回答五月八日付け「採納証明書発行願い」について、	発令の官職とする指定)(文部大臣裁定)大学創設準備室の室長及び室長補佐を文部大臣	条第一項第一二号の官職の指定」(九州芸術工科一人事に関する権限の委任等に関する財務等三	意見を述べる。	考人として出席し、九州芸術工科大学について一部は江に関し、罗護隆の著名貞名において	・ 『女記に引う、 や義元で女ででしたいできた (東京大学文学部助教授) 国立学校設置法の	関口勲氏(東京家政学院大学長)及び今道友信	願い」について依頼	文部大臣あて協力会寄付金の「採納証明書発行	九州芸術工科大学協力会会長安川第五郎氏より	準備会(第二回)開催	教員選考専門委員会開催		会委員に委嘱依頼(期間四二、四、一~四三、	吉武泰水氏ほか七氏を準備会教員選考専門委員	事項
																四一
				<i>J</i> '				ţ								六六
\equiv	- - -	- ≓ 1.		<i>J</i> ' - t	、 - - - 五			_		$\stackrel{-}{=}$		J.	j			_
教育課程専門委員会及び施設専門委員会開催国立大学長あて通知。同時に新聞発表	府県教育委員会教育長、附属高等学校を有するいて創設準備室長より各都道府県知事、各都道町界四三年度ナ州主領コネナ等ノ等才選技にご	四日三年度 1 大野には	設専門委員会委員に委嘱依頼(期間四二、八、程専門委員会委員に、青木正夫氏ほか七氏を施	に追加委嘱依頼、青木正夫氏ほか四氏を教育課者が正りを教員選者専門委員会委員	テスミススス コススタール 小池室長欧州より帰国	専門委員会設置決定	工学部に関する基準を作成するため、芸術工学	大学基準分科会(第七回)総会において、芸術	情調査および教員就任交渉のため出発	小池室長欧州へ芸術工学に関する大学教育の実	二氏発令	省大学学術局視学官、元千葉大学教授)同室長はナ州ナ学コ業素員養成別教授	司座派工工門大学工美女員会	をおく。(期間四二、六、一~四三、三、三一)をおく。(期間四二、六、一~四三、三、三一)	科大学創役集構室(以下「創役集構室」という。) ブ学彩長素気)により、 ナ州ブ学にナ州芸術コ	て名のでは言うしてい、しゃて名にしていまうに「九州芸術工科大学創設準備室設置要項」(九州

																	四	年
							Q							九			八八	月
	<u>_</u>					三		"		二九		三天					/ (日
	五 梅棹忠夫氏ほか四氏に大学基準分科会芸術工学	八 準備会(第三回)開催	頼について」依頼	あて「九州芸術工科大学設置に係る便宜供与依	四 大学学術局長及び管理局長より福岡教育大学長	二教育課程専門委員会開催	四川小池室長、米国、カナダより帰国	施設専門委員会開催	び教育委員会教育長あて送付	九 「	校長あて送付	「九州芸術工科大学案内」を各国公私立高等学	教育の実情調査及び教員就任交渉のため出発	八 小池室長米国、カナダへ芸術工学に関する大学	二、四一〇千円の要求を大蔵省提出	設準備に必要な経費(国立学校特別会計)二三	昭和四三年度予算として、九州芸術工科大学創	事項
											四							四
_	<u> </u>										四 三 二							四一六二
=	三、五~三					-					四 二 一、				<u> </u>			四六二、
二、六一芸術工学部に関する特別委員会	二、五~一四 九州芸術工科大学入学願書受付	工学部に関する特別委員会」		一	出	一七 九州芸術工科大学設置計画書を文部大臣あて提	り決定	工学部の基本的なあり方について」を原案どお一九 大学基準分科会(第八回)総会において「芸術	○千円と決定	学校特別会計)			原案作成		一五 大学基準分科会芸術工学専門委員会(第二回)	内に設置	一一 九州芸将工科大学入学者龔汝委員会を九州大学	四二、二二、五一大学基準分科会芸術工学専門委員会(第一回)

〔註〕原本横書き。

	۵.		+	四三、二、一九十	年月日
上記の選考結果を通知	う。	推薦入学志願者の面接を九州大学において行な	九州芸術工科大学予定地を実地調査	大学設置分科会委員(高垣、	事
		州大学において行な	実地調査	渡辺、小塚の三氏)	項

第二節 九州芸術工科大学の創立

四四二 九州芸術工科大学案内

《『九州芸術工科大学設置準備会関係』

一九六七 (昭和四二) 年九月)

(表紙)

昭和四三年度開設

九州芸術工科大学案内

昭和四二年九月

九州大学九州芸術工科大学創設準備室

目

的

概

科学および芸術を総合し、その全体的な精神による 高次のデザインを確立するため、これに係る専門の

学術を研究教育する。

小池新二 (予定者)

324

長

学 学

部

芸術工学部

学科・入学定員 環境設計学科 三〇人

工業設計学科 三〇人

音響設計学科 三〇人 画像設計学科

三〇人

福岡市塩原二二六番地

開設予定地

創設準備室 福岡市大字箱崎三五七六番地

(問い合わせ先)

九州大学九州芸術工科大学創設準備室 九州大学本部内

福岡六四―三三二九)

本学の使命

生産の方式を根本から変革するとともに、われわれの社会生活にも、 進展し、その結果は、各種の産業分野に未曾有の技術革新を招来し、 んいわゆる文明の恩恵に浴するものとして喜ぶべき面を多々もって 日常生活にも、画期的な変化を与えつつある。そのことは、 近代の科学技術は、それぞれの分野の専門分化によって、著しく もちろ

とはできない。 いるのであるが、それと同時に、時として「技術」の独走におちい いわゆる人間疎外の現象が現われていることもまた否定するこ

に正しくすえ、かつ、 このような現象をいかに回避し、「技術」をその本来あるべき位置 いかに機能させるかということは、技術を特

> しかもこの問題の解決は、 色とする現代文明最大の課題の一つであるといってよいであろう。 きわめて困難であるとともに、はなはだ

多岐にわたることはいうまでもない。

これら多岐にわたる問題解決の方途のうち、当面最も重要なこと 「技術の人間化」である。技術の人間化とは、 一つには、技術の

づいて若い有為の人材を育成して世に送り出すことにある する。すなわち、きわめて高次のデザインを確立することである。 その全体的な精神によって、技術の進路を計画し、その機能を設計 と、人間精神の最も自由な発現であるところの「芸術」とを総合し、 せることである。言い換えれば、技術の基盤であるところの「科学」 術の発展を人類の福祉と人間生活のいっそうの充実のために役立た 発展自体を人間的基準に立脚して進めることであり、二つには、 本学の使命は、この問題を深く研究するとともに、その研究に基

育と併行して、実験実習による技術体験と訓練による芸術体験とを 化学等の基礎的自然科学と、他方では歴史、芸術、社会経済等の人 ち、現代技術の核心をなす工学を中心として、一方では数学、物理 を達成するため、新しい教育体系の樹立を目標としている。すなわ とともに、科学的な思考と芸術的な陶冶に基づいて、技術の人間化 このような観点から、本学においては、技術の可能性を研究する 社会科学の研究をあわせて行ない、これらの知識的、 思考的教

真に創造力の

与えることによって、思考と行動との統一を図り、

る人材の育成を目ざしている。

を探究するとともに、心理、生理、芸術、経済等人間的、社会的要技術設計のことではなく、設定された課題に対して、技術的可能性四学科が設けられるが、その何れにおいても、「設計」とは、単なる本学には、「環境設計」、「工業設計」、「画像設計」、「音響設計」の

求に適合した解決を求める総合的な設計を意味している

したがって、このような設計を行なう技術者を養成するために、 を目的として、各学科を通じ、一般教育科目、基礎教育科目、共通 専門教育科目を修得しつつ、専門教育課程に入ることとなる。 専門教育科目を修得しつつ、専門教育課程に入ることとなる。 このようにして、深い教養と広い視野の下にそれぞれの学科の意 このようにして、深い教養と広い視野の下にそれぞれの学科の意 このようにして、深い教養と広い視野の下にそれぞれの学科の意 このようにして、深い教養と広い視野の下にそれぞれの学科の意 となる。 このようにして、深い教養と広い視野の下にそれぞれの学科の意 となる。 このようにして、深い教養と広い視野の下にそれぞれの学科の意 となることができるであろう。

諸外国における類似の大学

ものがある。 のこと、諸外国にもその類はないが、個々の分野では、次のようなのこと、諸外国にもその類はないが、個々の分野では、次のような

1 環境設計学科に類似のもの

(米) ハーバード大学設計学部

(米) カリフォルニア大学環境設計学部

工業設計学科に類似のもの

2

(英) マンチェスター工科大学大学院

(西独) ウルム設計大学

(米) イリノイ工科大学設計学部

画像設計学科に類似のもの

(米)ブラット インスチチュート

3

(英) 王立芸術大学

音響設計学科に類似のもの

4

(西独)デットモルト北西ドイツ音楽アカデミー

第二 設立の経過

を中心とした大学の設置という構想に発展した。響、放送等のいわゆる産業芸術教育の振興が急務であるということ響、放送等のいわゆる産業芸術教育の振興が急務であるということになり、九州を中心とする産業界にとっては、産業デザイン、音を中心とした大学設置の要望が出されていたものであるが、わがから国立の芸術大学設置の要望が出されていたものであるが、わがから国立の芸術大学設置という構想に発展した。

産業芸術大学(仮称)設置の調査に関する会議」が設けられ、そのこの間、文部省には、この要望を受け、昭和三九年度から「国立

必要性を認める旨の報告が、さらに昭和四一年八月に学部学科の構 調査研究が行なわれた結果、 教育課程等について、最終報告が出された。 昭和四〇年二月に同会議から、 設置 0

内定され、昭和四一年一〇月にはこの大学の設置準備会が発足して、 ている。 州大学内に開設され、 これと同時に、 定され、さらに六月には、この大学の名称を「九州芸術工科大学」 和四二年四月には学長予定者として、小池新二元千葉大学教授が内 教官の選考、施設計画その他の設置準備が開始された。ついで、 これに基づいて、文部省では、この大学の昭和四三年四月開校が 昭和四三年四月一日開校とすることが法律に定められ、 小池新二を室長として、この大学の創設準備室が九 いよいよ本格的にその創設準備がすすめられ また 昭

学科の内容

環境設計学科

(1) 環境設計の意義

に最も適した環境を開発するための科学的な設計計画のことで の地域施設 環境設計(Environmental Design)とは、個人の住居から集 (都市、 工場、 団地等)に至るまで、 人間の生活

(2)教育の目標

> な開発をなし得なかったからといえる。すなわち本学科は、 め 等の諸分野において多くの人材が育成されてきたが、それにも 境の企画構成を専門とする環境設計家の養成を目指している。 の多くが単なる工学的あるいは農学的技術者にすぎなかったた かかわらず、 環境構成の改善については、従来建築学、土木工学、 その総合された環境に関し真に人間の要求に適した創造的 依然として生活環境がよくならないのは、 専門家 造園学 環

(3)教育内容

この分野は、

工学諸部門に通ずる工業設計の方法論と関連

材料等工学技術的な研究教育と平行して、保健衛生、厚生等生 独自の設計理論が発達しつつあるところであるが、 産業、 芸術等社会的、 文化的諸問題 構造、

理学的生活諸問題と経済、 を基盤とした設計計画の研究教育を行なう。

環境設計第一 本学科の専門教育は、 住宅設計、 の方法およびその技法を研究する 次の四学科目(講座) 建築設計、 建築計画等各種建築設計 で行なわれ

美観について研究する。 ならびに交通、 造園の設計法およびその技法や 環境設計第二

集団の生活を対象とする地域および都市の

般構造、 建築材料および施工を含む各種建築

工法について研究する

建築工法

環境工学 する。 構造計画その他工学技術的諸問題について研究

次に、専門教育のカリキュラムは、目下検討中であるが、

第

飾

環境設計第 案として、 次の授業科目が検討されている。 人間工学概

環境設計Ⅰ 論 同実験、 同検査法、環境設計製図Ⅰ、 同Ⅱ 同Щ 建築史、 同 II

同Ⅲ

環境設計第二 法規、 地域及都市計画Ⅰ、 都市社会学、 環境設計製図IV 交通計画、 同川 造園計画、 都市設計、 都市及建築 都市史、

建築工法 建築工法Ⅰ、 同 \coprod 同Ⅲ

環境工学 構造計画 Ī 同 П 室内環境工学、 室内音響工

(4) 都市計画、 活動分野 建築設計、

造園、

室内構成、

演劇、

放送、

材料工

(1) 工業設計学科 工業設計の意義 設備工業等

産されるものを、生産と消費の諸要求に対し、よりよく適応す 工業設計(Industrial Design)とは、 工業的手法によって生

るよう計画し、設計する創造活動である

(2)教育の目標

間とものとの関係を根本的に考察することから出発して、生産 能を研究し、これを実現するための過程、すなわち設計の実習 と消費の両面からみて一つの体系を統一体に変換する構造と機 分に満足させていない。すなわち本学科は、この点に鑑み、 範囲と需要とを拡大しつつあるが、 工業設計は、 図案、意匠等美術的側面にのみかたより、 近時、 技術革新の進行とともに、ますますその 従来この方面の教育は、 社会の要求を十 装

(3)教育内容

訓練を行なう。

を図ることにつとめる。 性に訴える造形面の訓練と、 常に実験と実習とを通じて思考と行動との統一を図る。 技術に、 い諸科学から、 生態学、知覚理論、 能う限り相互の関連性をもたせて、教育課程を組み、 電気、 人間工学、行動科学、情報理論等の新し 機械等の工学まで複雑多岐にわたる科学 知識的、 思惟的活動との間に調和

理論・歴史 本学科の専門教育は、 工業設計の理論と設計計画の歴史的発達を研究 次の四学科目 (講座)

究する。

工業設計第

主として機械的構造を有する機器類の設計を研

する。

328

工業設計第二 複雑な機構を有せざる工業製品、家具、包装等

野設計を研究する。

人 間 工 学 工業製品の材料、製造法、機構等工業技術的諸

次に、専門教育のカリキュラムは、目下検討中であるが、問題を研究する。

第

理論・歴史──設計概論、同演習、設計技術史Ⅰ、同Ⅱ、生活一案として、次の授業科目が検討されている。

様式論、特別講義Ⅰ

工業設計第

製品開発論、

機器設計、

機能解析及演習

Ī

材

工業設計第二 室内設計、商品化計画、工業材料、製造工学、料力学、工作実験Ⅰ、同Ⅱ、特別講義Ⅱ

機能解析及演習Ⅱ、工房実習Ⅰ、同Ⅱ、特別講

義Ⅲ

人

能実験、生活用具論、流通工学、特別講義IV間 工 学 人間工学概論、同実験、同検査法、機構学、機

(4) 活動分野

イ、家具、調度をはじめ、陶磁器、ガラス、木工、金工、プラ械、事務用機器、医療機器等の工業設計で、自動車その他の車輛、船舶、電気機器、工作機械、農業機

ウ、都市、交通、道路、住宅、厚生施設等の計画、設計スチック等日常生活用器具の企画、設計

0

参

加協力

3. 画像設計学科

(1) 画像設計の意義

が、 せ 各方面に画期的な影響を与え、 伝達の技術は近時工学技術の急速な進歩とともに面目を一 の正確で高速な処理があらゆる分野でその重要性を高めている るための設計計画のことである。 色 つつある。 画像設計(Visual Communication Design)とは、 特にテレビ、 光 形態、 映画、 文字等)による情報を有効に構成し、 ネオン、写真等の視覚媒体による情報 各種の新しい産業部門を発達さ 現代の社会においては、 伝達す

(2) 教育の目標

(ア) 写真工学、印刷工学、電子工学、情報理論、計算機理論等的。 個人や社会集団のさまざまな要求に基づき、関連する工学諸分個人や社会集団のさまざまな要求に基づき、関連する工学諸分野の専門技術者と互に協力して視覚的情報の伝達過程全般にわたる適切な設計と計画を行なわなければならない。このためには、科学技術、経済、芸術等の色々な要素を調整しながら、こは、科学技術、経済、芸術等の色々な要素を調整しながら、これらを一定の目的のもとに総合し、組織する高度の創造的能力が必要である。このため、教育にあたっては、 の事業を行なうである。このため、教育にあたっては、

画像の構成ならびに伝達の基礎技術を修得する。 写真工学、印刷工学、電子工学、情報理論、計算機理論等

(1) 身につける。 視覚情報の構成に関係する数学、心理学等の理論的知識を

(ウ) コミュニケーション理論、人類学、技術論、 サイバネティ

ックス等文明社会と人間の生き方に関する積極的な思考を

(エ) て社会を組織するうえの倫理を身につける。 優れた芸術的感覚を養うとともに、視覚情報の処理によっ

とともに実験、実習に力を入れ、組織力、計画性を育成するこ とともに、アイディアを具体化する技術的能力を開発し、 以上が特に肝要である。そのため、科学的論理的思考力を養う 理論

(3)教育内容

とに努める。

によって大別すれば、次の二分野になる。 視覚媒体による情報伝達活動は、これを媒体の時空間的次元

タイポグラフィ、視覚記号、ファクシミリ等 静的媒体による伝達 (空間的設計) 写真、

印刷、

(1) アニメーション、ネオン、特殊照明、 動的媒体による伝達(時空間的設計) 演出等 テレビ、 映画

本学科の専門教育は、上記の両分野にわたり、次の四学科目

画像設計第 前記の両分野にわたり、 画像設計における情報

(講座) で行なわれる。

画像設計第三 画像設計第二 動的媒体に関する設計法を研究する。 静的媒体に関する設計法を研究する。

画像設計第四 画像伝達工学、 設計に必要な各種の工学技術および材料を研究 電子工学、写真工学その他画像

次に、専門教育のカリキュラムは、目下検討中であるが、 第

案として、 次の授業科目が検討されている

画像設計第一 画像情報理論、 像文化史、 画像構成研究、 画像設計実験、 視覚心理学 視覚記号論、

画

画像設計第二 情報設計原論、 情報計画、 情報設計I、 同 IĮ

視覚形成Ⅰ、 同 Π

画像設計第三 画像設計原論、 画像計画、 同設計、 同効果、

同

画像設計第四 画像伝送工学原論、 工学、テレビジョン工学、画像合成 写真工学、印刷工学、

(4) ア、テレビ、 活動分野 映画、

ネオン等画像情報の企画および設計

ウ、 イ 広告、 新聞、 雑誌等印刷媒体の視覚的設計

視覚教育その他情報産業における視覚伝達法の開発計 宣伝、 展示等の企画および設計

エ、

処理のための基礎理論と設計方法論を研究する。

4. 音響設計の意義

音声、音楽、騒音などが、われわれの日常生活、社会生活に対して重要な関係をもつことについては、ここに改めて多言を対して重要な関係をもつことについては、

音響設計 (Acoustic Design)とは、人間をとりまく行動的環境において、あらゆる種類の音響を管理し、あるいは構成し、境において、あらゆる種類の音響を管理し、あるいは構成し、っ必要度は、ますます増大しているのに対して、実践面において著しく遅れている状態にある。これの改善には、音響設計を研究するとともに、音響設計に能力のある人材を社会に送り、これを実践しなければならない。

(2) 教育の目標

オーディネートし、その中で調和のとれた音響設計を実現するする専門的知識と技能をもとにして、多面的諸要求、機能をコ視野、科学的思考力、音に対する高い感性、音響科学技術に関音響設計の技術者は、人間、社会について豊かな教養と広い

能力を必要とする

したがって、本学科においては、

一般教養を基盤として、

音

音

楽

総合能力、展開能力さらに実践力をもつ音響設計者の養成を目もに、同時に音楽芸術を通じ音に対する感性を高め、分析能力、響科学技術に関する研究とこれに関する専門的知識をもつとと

(3) 教育内容

標とする。

音楽 音についての感性を高めるために必要な教育と本学科の専門教育は、次の四学科目(講座)で行なわれる。

研究をする。

て研究し、音の人間側における諸問題について音声 聴覚生理・心理・音楽心理・音声・言語につい

聴覚・

研究する。

音

響

構

成

学 在来の音響科学技術全般について特に設計の立電子音楽などの音響構成技術について研究する。

音響分析、音響合成について学び、収音、

録音、

音

響

工

い、上記各学科目を総合しての設計法を開発すなどにつき、理論的ならびに実験的研究を行な場から研究し、音響物理、建築音響、騒音制御生来の音響科学技術全般について特に設計の立

る。

案として、次の授業科目が検討されている。 次に専門教育のカリキュラムは、目下検討中であるが、第

聴覚形成、演奏Ⅰ、同Ⅱ、同Ⅲ、音組織論

331

Ι

音

響

同 II_、 楽曲構成、 総譜学I、 同 IĮ 音楽史I

同Ⅱ

聴覚・音声

聴覚音声生理概論、音響心理Ⅰ、

同Ⅱ、

同Ⅲ

国立大学と同様、

次のとおりである。

音声I、 同Ⅱ、 同 III

構 成 音響分析、音響合成、楽器音響学、音響構成Ⅰ

御 I、 物理音響学、 同Ⅱ、 電気音響学、 同設計演習、 建築音響設計演習 建築音響学、

映画などの音響設計

(4)

活動分野

音

響

工学

同Ⅲ

ア、

ウ、 諸産業工場の音響管理

電子音楽の制作 放送、レコード、

エ、 諸機械の騒音振動制御設計

オ、 都市音響環境設計

力 音響機器の設計

キ 音響設計学の研究 楽器産業

第四 学生生活等

修学費および奨学金

(1)

授業料および入学料

(2)

授業料 入学料

年額

一二、〇〇〇円(毎年四月および一〇月の

四、〇〇〇円(入学時に納付)

一カ月の所要経費 一期に分けて半額ずつを納付

必要とするかは、個人によって差異があるが、食費、 本学に入学して学業を継続するためには、どの程度の経費を 学用品等

すべてを含んで、次に掲げる額が標準といえる。 自宅通学の場合 五、五〇〇円 S 七、〇〇〇円

学生寮の場合 間借りの場合

~ 一三、〇〇〇円

一、〇〇〇円

000円

三

— 五

〇 〇 〇 〇 日

四 5

日本育英会の奨学金が、 他の大学と同様に貸与されるが、こ 000円~一七、000円

(3)

奨学金

下宿の場合

健康で学業成績が優秀であることも必要である。

れを受けるには、家族の経済事情が考慮されるばかりでなく

保健室等の施設

なお、貸与率は、

四〇%程度になると予想される。

(1)

保健室、学生食堂等

学生の健康管理のための保健室、 学生食堂、 体育施設を設け

他の

大学に納付しなければならない授業料および入学料は、

る。

(2)学生寮

昭 「和四四年度から設置の予定であるので、その間は間借り、

宿等のあっせんを行なう。

原本横書き

四 四三 正する法律(九州芸術工科大学創立) 国立学校設置法及び国立養護教諭養成所設置法の一部を改

国立学校設置法及び国立養護教諭養成所設置法の一 《『官報』号外第五九号 一九六七(昭和四二) 年五月三一 部を改正する 日

部

を

法律をここに公布する。

御

璽

昭 名

和四十二年五月三十一

日

内閣総理大臣 佐藤 栄作

法律第十八号

国立学校設置法及び国立養護教諭養成所設置法の一 部を改正

2

(国立学校設置法の一部改正)

第一条 国立学校設置法 (昭和二十四年法律第百五十号) 0) 部を

次 いのように改正する。

第三条第一項の表北海道大学の項中「医学部」を 」 「医学部」 に

> 改め、 に改め、 同表大阪学芸大学の項中「大阪学芸大学」を「大阪教育大学」に、 同表山形大学の項及び茨城大学の項中 「学芸学部」を「教育学部」に改め、 同表横浜国立大学の項中「経済学部」を を 同表秋田大学の項中「学芸学部」を「教育学部」に改め 歯医学部」 九州工業大学 九州芸術工科大学 同表東京工業大学の項中「理工学部」を に改め、 同表中 九州工業大学 工学部 芸術工学部 同表九州大学の項中「医学 教育学部」 経営学部」 を「理学部」となる。 に改め、 工学部 に改める。

中略

附 則

1 規定は、 条中国立学校設置法第三条第一項の表九州工業大学の項の改正 この法律は、 昭和四十三年四月一日から施行する。 昭和四十二年六月一日から施行する。ただし、第

門学校若しくは弓削商船高等専門学校又は茨城大学養護教諭養成 鳥羽商船高等専門学校、 術短期大学部、木更津工業高等専門学校、富山商船高等専門学校 畜産大学、愛媛大学若しくは宮崎大学の大学院、 昭和四十二年度に北海道大学若しくは九州大学の歯学部、帯広 広島商船高等専門学校、 大阪大学医療技 大島商船高等車

所 所に入学した者は、在学年数の計算に関しては、 愛知教育大学養護教諭養成所若しくは徳島大学養護教諭養成 昭和四十二年四

護教諭養成所にそれぞれ在学していたものとみなす。 月一日から当該学部、大学院、短期大学部、高等専門学校又は養

第一二章

入学料、授業料および寄宿料(第三七条―第

四六条) 検定料、 第一一章

研究生、

聴講生および外国人学生(第三四条―第三六

一中略

文部大臣

劔木 亨弘

第一四章

補則(第四八条) 公開講座

第一三章

(第四七条)

内閣総理大臣

佐藤

附則

目的

第一条 (目的) 本学は、教育基本法および学校教育法の精神に則り、技術

計画し、その機能の設計について研究するとともに、人文社会 を人間生活に適切に利用するために、技術の基礎である科学と、 人間精神の最も自由な発現である芸術とを綜合し、技術の進路を

ことを目的とする。

自然にまたがる知識と芸術的感性を基盤とする設計家を養成する

(学部、学科および入学定員)

第二章

組織

第二条 本学に芸術工学部を置く。

芸術工学部に次の学科を置く。

(1) 環境設計学科

四 四四四 九州芸術工科大学学則 九州芸術工科大学学則

第一章 目的 (第一条 目次

組織 (第二条・第三条)

教授会等(第四条・第五条)

第五章 第四章 学年、学期および休業日(第六条・第七条) 修業年限および在学期間(第八条・第九条

第七章 第六章 教育課程および履習方法 入学、休学、転学および除籍(第一○条─第二三条) (第二四条 —第二八条

第八章 卒業および学士号(第二九条)

第九章 第一〇章 賞罰 厚生施設(第三二条・第三三条) (第三〇条・第三一条)

(2)工業設計学科

- (3) (4) 画像設計学科 音響設計学科
- 3 前項の学科の学生定員は、次のとおりとする。

学科	入学定員	総定員
環境設計学科	1110	1110
工業設計学科	1110	1110
画像設計学科	1110	1110
音響設計学科	1110	1110
計	1110	1110

(附属図書館

第三条本学に附属図書館を置く。

附属図書館に関し必要な事項は、教授会の議を経て学長が定め

る

第三章 教授会等

(教授会)

第四条 本学に教授会を置く。

教授会に関し、必要な事項は、教授会の議を経て学長が定める。

第五条 本学に協議会を置く。

(協議会)

2 協議会に関し必要な事項は、 協議会の議を経て学長が定める。

> 第四章 学年、 学期および休業日

(学年および学期)

第六条 学年は、四月一日に始まり、翌年三月三一日に終る。

2 学年を次の二期に分ける。

前期

後期 一〇月一六日から翌年三月三一日まで 四月一日から一〇月一五日まで

(休業日)

第七条 休業日は、 次のとおりとする。

日曜日

(2)国民の祝日

(3) 本学の創立記念日

(4) 春季休業 四月一日から四月一〇日まで

(5) 夏季休業 七月一一日から九月一〇日まで

(6) 冬季休業 一二月二五日から翌年一月七日まで

きる。 必要がある場合は、学長は、前項の休業日を変更することがで

(修業年限

第五章

修業年限および在学期間

3

臨時の休業日は、学長がそのつど定める。

第八条 修業年限は、 四年とする。

(在学期間

(入学の時期)

が許可する。

第九条 学生は、八年をこえて在学することができない。

第六章 入学、休学、転学、退学および除籍

(学長の許可)

第一○条 入学、休学、転学および退学は、教授会の議を経て学長

(入学の資格)

第一二条 入学資格者は、次の各号の一に該当する者とする。

② 通常の課程による一二年の学校教育を修了した者(通常の課) 高等学校を卒業した者

その、程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含

(4) 文部大臣の指定した者 (3) 外国において、学校教育における一二年の課程を修了した者

る大学入学資格検定に合格した者 大学入学資格検定規程(昭和二六年文部省令第一三号)によ

(入学の願い出)

書に検定料を添えて学長に願い出なければならない。 第一三条 入学を志願する者は、別に定めるところにより、入学願

(選抜試験)

ての選抜試験を行ない、入学を許可する者を選考する。第一四条 入学志願者については、学力、健康その他の事項につい

(入学の許可)

め、誓約書、身元保証書その他指定の書類を提出した者に入学を第一五条 入学の選考に合格した者で、所定の日までに入学金を納

許可する。

第一一条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、第一六条に

規定するものについては、学期の始めとする

2 入学を許可された者は、

別に定めるところにより宣誓しなけれ

(編入学および再入学)

ばならない。

規定にかかわらず、選考のうえ相当年次に入学を許可することがのがあるときは、学生定員に欠員がある場合に限り、第一四条の第一六条、次の各号の一に該当する者で、本学に入学を志願するも

できる。

(1) 学士の称号を有する者

(2) 本学を退学した者

(4) 他の大学の学生で、現に在学する大学の学長または学部長の (4) 他の大学の学生で、現に在学する大学の学長または学部長の (5) 短期大学、高等専門学校または工業教員養成所を卒業した者

2 前項の規定により入学を許可された者の既に履修した授業科(5) 前各号に掲げるもののほか、法令で定める者

目および単位数の取扱いならびに修業年限および在学年数につい

ては、教授会の議を経て学長が認定する。

(転学科)

第一七条 本学の学生で、所属の学科以外の学科に転学科を志望す

る者があるときは、教授会の議を経て許可することができる

第一八条 疾病その他特別の理由により、二月以上修学することが

できない者は、許可を得て休学することができる 疾病により、修学することが適当でないと認められる者につい

ては、学長は、教授会の議を経て休学を命ずる。

(休学期間

第一九条 休学期間は、一年以内とする。ただし、 る場合は、一年に限りこの期間の延長を認めることができる。 特別の理由があ

2 休学期間は、通算して四年をこえることができない。 休学期間は、 修業年限および在学期間に算入しない

3

第二〇条 休学期間内にその理由が消滅した場合は、許可を得て復

学することができる

(転学)

第二一条 他大学に転学しようとする者は、願い出て許可を受けな

ければならない

(退学)

第二二条 退学しようとする者は、 願い出て許可を受けなければな

らない。

(除籍)

第二三条 次の各号の一に該当する者は、学長が除籍する。

授業料の納付を怠り、催告を受けても納付しない者

(2) 在学期間が八年をこえる者

(4) 行方不明の者

(3)

休学期間が通算して四年をこえる者

第七章

(授業科目 教育課程および履修方法

2

第二四条 基礎教育科目および専門教育科目に分ける 授業科目は、一般教育科目、外国語科目、

授業科目およびその単位数は、別表第一から別表第七までのと

おりとする

(単位の計算方法)

第二五条 授業科目の単位数は、次の各号に定める基準により計算 するものとする

(1)

一般教育科目および保健体育科目に係る講義については、

毎

時間一五週で一単位とする

(2)

外国語科目に係る講義については、毎週二時間一五週で一単

位とする。

③ 基礎教育科目および専門教育科目に係る講義については、

(4) 演習については、毎週二時間一五週で一単位とする。

週二時間一五週で一・五単位とする

(5) 実験、実習、実技については、毎週三時間一五週で一単位と

(履修単位)

する。

礎教育科目および専門教育科目について、別表第八に掲げるとお第二六条 学生は、一般教育科目、外国語科目、保健体育科目、基

り、一四〇単位を取得しなければならない。

(単位の授与)

第二七条 授業科目を履修した者に対しては、試験のうえ、単位を

与える。

(成績)

種の評語でもつて表わし、優、良、可を合格とする。第二八条 授業科目の履修成績は、上位から優、良、可、不可の四

第八章 卒業および学士号

(卒業および学士号)

した者について、学長は、教授会の議を経て卒業を認定し、卒業第二九条 本学に四年以上在学し、第二六条に規定する単位を取得

証書を授与する。

卒業した者は、芸術工学士と称することができる。

2

第九章

毎

(表彰)

教授会の議を経て学長が表彰することができる。 第三○条 研究その他の行為において、すぐれた業績をあげた者は、

(懲戒)

反する行為をした者は、教授会の議を経て学長が懲戒する。第三一条 この学則その他の諸規則に違反し、または学生の本分に

2 懲戒の種類は、訓告、停学および退学の処分とする。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者 3 退学処分は、次の各号の一に該当する者に対して行なう。

2 正当の理由がなくて出席常でない者

③ 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

停学が二月以上にわたるときは、その期間は、修業年限に算入

4

しない。

第一〇章 厚生施設

(学生寮)

第三二条 本学に学生寮を置く。

学生寮に関し必要な事項は、教授会の議を経て学長が定める。

(保健室)

第三三条 本学に保健室を置き、学生の健康管理および事故の応急

措置を行なう。

第一一章 研究生、聴講生および外国人学生

(研究生

え研究生として入学を許可することができる。 る者があるときは、教育研究に支障のない場合に限り、選考のう第三四条 本学において、特定の専門事項について、研究を志願す

とする。 大学を卒業した者またはこれと同等以上の学力があると認めた者と一研究生を志願することができる者は、その研究事項について、

その期間を更新することができる。 研究期間は、一年とする。ただし、特別の理由がある場合は、

(聴講生)

るときは、教育に支障のない場合に限り、選考のうえ聴講生とし第三五条 本学において、特定の授業科目の聴講を志願する者があ

て入学を許可することができる。

2 聴講生は、学期ごとに許可するものとする。

たはこれと同等以上の学力があると認めた者とする。
ますることのできる者は、大学入学資格のある者ま

(外国人学生)

四条の規定にかかわらず、選考のうえ入学を許可することができ第三六条 外国人で、本学に入学を志願する者があるときは、第一

る。

第一二章 検定料、入学料、授業料および寄宿料

(検定料等の額

第三七条 検定料、入学料、授業料および寄宿料の額は、次表のと

おりとする。

11100円	額	月	料	宿	寄
111、000円	額	年	料	業	授
四、〇〇〇円			料	学	入
三、〇〇〇円			料	定	検
額			分		区

(授業料の納付)

第三八条 授業料は、二期に分け、年額の二分の一ずつを、次表に

定めるところにより納付しなければならない。

_		
期(一〇月か	期(四月から	区
○月から翌年三月まで)	月から九月まで)	分
一〇月	四月一	
一日から	目から四日	納
_	日から四月三〇日まで	納期

(復学等の場合の授業料)

から徴収する授業料の額は、年額の一二分の一に相当する額に復第三九条 一期または二期の中途において、復学または入学した者

復学または入学の日の属する月に徴収する。 学または入学した月から当該期末までの月数を乗じて得た額とし、

(学年の中途で卒業する場合の授業料)

第四○条 学年の中途で卒業する見込みの者から徴収する授業料の 額は、 年額の一二分の一に相当する額に在学する見込みの月数を

乗じて得た額とし、四月に徴収する。ただし、卒業の見込みが一 ○月以降であるときは、二期の在学期間に係る授業料は、 一〇月

に徴収する

(退学および停学の場合の授業料

第四一条 は徴収する。 一期または二期の中途で退学する者の当該期分の授業料

(休学の場合の授業料

停学を命ぜられた者の停学期間中の授業料は、

徴収する。

第四二条 休学中の者の休学期間中の授業料は、 免除する。

(寄宿料の納付)

第四三条 寄宿料は、毎月所定の日までに納付しなければならない。

始の前の月とする 休業期間における寄宿料については、 当該休業期間の開

(授業料および寄宿料の免除および徴収の猶予)

学業優秀と認められるときその他やむをえない事情があると認め 経済的理由によつて納付が困難であると認められ、かつ、

> または徴収を猶予することができる。 られるときは、授業料および寄宿料の全部もしくは一部を免除し、

授業料および寄宿料の免除および徴収の猶予に関し必要な事

項は、 学長が定める。

(研究生および聴講生の授業料等)

第四五条

研究生および聴講生の検定料、

入学料および授業料につ

いては、 学長が定める。

(納付した授業料等)

第四六条 納付した検定料、 入学料、

授業料および寄宿料は、

しない。

第一三章

(公開講座 公開講座

公開講座を開設することができる。

第四七条

本学に、社会人の教養を高め、文化の向上に資するため

四章 補則

(実施事項

第四八条 要な事項は、 この学則に定めるもののほか、 学長が定める この学則の実施に関し必

附 則

1 適用する この学則は、 昭和四三年 月 日から施行し、 同年四月一日か

6

別表第一 は、当分の間、置かないものとする。 般 教 育 科 目 ものとする。

2

第四条および第五条の規定にかかわらず、教授会および協議会 3 第三二条の規定にかかわらず、学生寮は、当分の間、置かない

É	然和	斗学	系	社	t会和	斗学	系)	人文和	斗学,	系		挖	亞	
数 学 I	" III	" II	自然科学I	社会学	" III	" II	社会科学I	心理学	芸術学及芸術史	" II	人文科学I		美	文	
0												必	修•	選択	別
四	四	兀	四	匹	四	兀	四	四	四	四	匹	È	单 在	立 梦	汝
_		二	二		二	二	二		二		=	講			
												実	前	_	
1		_	-		=	=	=	11	=		=	講	後	年	_
		三	三									実	1友		毎
	二			<u> </u>						二		講	前		週
												実	נימ	_	
	\equiv			$\stackrel{-}{-}$						$\stackrel{=}{-}$		講	後	年	授
												実			業
												講	前		<i>)</i> (
												実	,,,,	三	時
												講	後	年	BB.
												実			間
												講	前		数
												実		四	
												講	後	年	
												実			
	物理・科学史	化学	生物		人文地理	歴史 (社会思想史)	経済			歴史 (文化史)	哲学		(ii		

基		挖	受	
礎		当	崔	
造				
形		禾	十	
I		E	1	
工◎ 画環	必	修・	選択	別
三五	員	单 位	立 娄	汝
1	講	前		
111	実	티	_	
1	講	44.	年	, .
11]	実	後		毎
	講			週
	実	前	=	
	講	後	年	授
	実	1交		業
	講	前		木
	実	נים	Ξ	時
	講	後	年	
	実	^		間
	講	前		数
	実	14.9	四	
	講	後	年	
	実			
		J#	tt:	
		fi	申	
		#	夸	

別表第二 基 礎 教 育 科 目

3 2

「前」は前学期を、「後」は後学期を示す(以下同じ。)。

2 「講」は講義、演習を、「実」は実験、実習、実技を示す(以下同じ。)。(注)1 ◎印は、必修を示す(以下同じ。)。

保例	建体育	育	外	玉	語		
小計	実技	講	小計		独語		小計
©			©		(i)		0
四	=		一六		六		四四四
=		=	八		兀	兀	一二六二
一 五	· 五						
			八		四	四	一二二
一 五	一 五						六
			八	=	二	兀	六
<u>·</u> 五	· 五						
			八	=	=	兀	六
五	· 五						

	11 E	†		数 学 Ⅲ	数 学 Ⅱ	物理学Ⅱ	物理学工	経営管理論	産業構造論	技術論技術史	社会心理学	文化人類学	図学および製図	基礎造形Ⅱ
音◎	画◎	I.	環◎	◎ 音画		0	◎音						工◎ 画環	工◎ 画環
二 五 五 五 五	一 九 五 五 五	三三五五	三三五五	1::	111	三五	111	111	111	- - - 	111	Ξ	三五	11
四二	四二	四二	四二				1		1				_	
六	六	六	六										Ξ	
四二	四二	四二	四二				=		=				_	
六	六	六	六										Ξ	
$\overline{\circ}^-$	$\overline{\bigcirc}$	$\overline{\circ}^-$	$\overline{\circ}$		=	-		=		=	=	_		
三三	六	六	六			三								Ξ
八三	六五	$\overline{\circ}$	$\overline{\circ}$	=	1	_		<u>-</u>			<u>-</u>	_		
三三	六	六	六			Ξ								Ξ
	=	=	_											
	مدی				卸	H/m	h			壯	マ			
	統計学を含む。				記号論理学を含む。	物理実験	力学(交流理論)			技術の哲学	マスコミ論を含む。			

別表第三

専 門 教 育 科 目

注 のそれぞれ必修科目であることを示す(以下同じ。)。 必修・選択別の欄の◎に附する「環」は環境設計学科の、「工」は工業設計学科の、「画」は画像設計学科の、「音」は音響設計学科

エ	学			シ	ス	テ	ム	エ	学			擅	互	
電気	制御工学	情報理論	" 実習	電子計算機理論	記号論理学	· ,	ı, I	システム工学I	主観評価法	経営統計学		が 第 系 目	美	
画◎音工	画◎音工	画回音	0	0							必	修·	選択	別
=	· 五	I	1	三	三	. 3	Ē.	三	兀	三	Ē	单 位	立 娄	汝
											講実	前		
											講	後	年	毎
											実			14
				=	二						講	前		週
											実			1.5
				二	=						講	後	年	授
-											実			業
		1						<u> </u>			講	前		
			Ξ								実		三	時
								=			講	後	年	間
-											実			2
	=								=	=	講	前		数
							_				実		四年	
						_			<u></u>		講	後	+	
						IJ	オ		官	市	実			
						サーチを含む。	オペレーション		官能検査を含む。	市場調査を含む。		信		

第八編 九州芸術工科大学の創立

第 -	_			ž		
		環		· 当		
"	"	境 設		禾	斗	
Ш	П	計 I		E	1	
	0	0	必	修・	選択	別
四	四		į		立数	<u></u>
五	五.	三		-		^
			講	前		
			実	13.3	_	
			講	後	年	_
			実	1安		毎
		$\vec{=}$	講	24		週
			実	前	=	
		=	講	150	年	授
			実	後		NIV.
	四		講	24		業
			実	前	三	時
			講	後	年	
			実	1友		間
匹			講	44		数
			実	前	四	双
\equiv			講	111	年	
			実	後		
画を含む。) 住宅設計、建		机	開	

別表第四 専門教育科目(環境設計学科)

					情	幸	艮
				色	色	通	電
	言	1.		彩	17/	信	気 工
	Ē	1		計	彩	工	学
				画	論	学	実 験
音◎	画◎	I.	環◎	環◎	工◎	画⊚	画◎
	 八 九 〇 五	二 一 一 ・ 五	二八・五〇	=	Ξ	Ξ	
=	=	=	<u>д</u>		二		
二	=	=	二		=		
二四	二四	二四	四二				
Ξ	三	三	三	Ξ			
二六	二六	四四	六二				
三	三	三	三	三			
二四	二四	六	六			$\vec{=}$	
六	六	三三	三三				三
二二	==	四	四			$\vec{-}$	
三	三	三	Ξ				三
六二	六二	六二	八				
六	六	六	六				
三三	三		三				
							スを含む。サイバネテイク

環	境 構	法			瑻	景境	設計	第:	=				琈	景境	設計
"	"	環境構法	環境設計製図N	築法規都市および	造園計	交通計	都市社会	都市	都市設	IJ	市計画Ⅰ	"	"	環境設計製図Ⅰ	建築
Ш	П	I	IV	建	画	画	学	史	計	II	び 都	Ш	П	I	史
	0	0							0		0		0	0	0
四	四	三	四	一 五	四	四	一 五	三	一 五	四 · 五	[11]	四	六	Ξ	三
					二			=							二
														三	
		=			二			=							二
					三									六	
	=	=				=									
													九		
	$\vec{=}$					二									
	三					Ξ							九		
=				=					二	兀					
			1 1												
							=			二					
Ξ															
」コを含む	対料および施	一般構造、建築													

第八編 九州芸術工科大学の創立

Ŧ	形	論			ž	<u> </u>			
近	造		造		当				
代造	形	"	形		禾				
形		演	概		E	1			
	史	習	論	27	leter .	/55.1U	Dil.		
			0		修•				
五.	三		三	単位数					
				講	前				
				実	נים	_			
				講	後	年	_		
				実	1安		毎		
				講	44		週		
				実	前	_			
		二		講		年	授		
				実	後				
-	二	=	=	講			業		
				実	前	Ξ	時		
	二		=	講		年			
				実	後		間		
=				講					
-				実	前	四	数		
				講		年			
				実	後				
				^	<u> </u>	<u> </u>			
					ſī	崩			
					#	夸			
				, ,					

別表第五 専門教育科目(工業設計学科)

			į	環 境	工賞	Ż
計		は研究 卒業計画また	都市	室内環境工学	" II	構造計画I
(0		0	0	0
三六・五	四九・〇	六	一 五	四	四	四
二元	Υ					
=	Ξ.					
四丿	l					=
三ナ	L					三
四厘	_ []			\equiv	$\vec{-}$	
-	<u>-</u> 				Ξ	
=======================================	-			\equiv	$\ddot{=}$	
三日				三		
= =	_					
二元	Υ'	六				
<u> </u>						
三三	-	1 1				

	計	第	=				I.	業	設計	第	_				造
工業材料	" " Ш	" " II	実習Ⅰ	室内設計理論	機械工学概論	製品開発論	″	工作実験Ⅰ	び演習I機能解析およ	" "	" " II	実習I	機器設計理論	" 用具論	生活様式論
0				0		0							0		0
三	_	=	=	三	=	Ξ	<u> </u>	=	三 五	_	<u>-</u>		三	Ξ	三
				=									=		=
			三					三				三			
				=									=		=
			三					Ξ				三			
					=	=			Ξ					=	
		Ξ					三				Ξ				
<u> </u>					<u> </u>	=			Ξ						
		Ξ					三				Ξ				
	Ξ									Ξ					

第八編 九州芸術工科大学の創立

A	製造方法論 三
$\begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	<u>Ξ</u>
	=
三	
= =	
= = =	
	=
三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三	
<u>= = = = = = = = = = = = = = = = = = = </u>	=
<u>=</u> =	
三	
	_

	画	像	論			I.			別表
よ視び覚	画像	画像		画像		抄			表第六
び実験で覚心理	情報	文	"	情報		禾	斗		専
生学お	特論	化史	演習	概論		E	1		門
			0	0	必	修•	選択	別	教
五	=	=	_	=	Ē	单 在	立 梦	文	育科
					講				目
					実	前	_		(画像
					講		年		像設計学科
					実	後		毎	科
=		\equiv		=	講	<u> </u>		週	
三					実	前	_		
<u> </u>		=		<u>-</u>	講	後	年	授	
三					実	1久		業	
	二		=		講	前		未	
					実	נים	Ξ	時	
	$\ddot{=}$				講	後	年		
					実			間	
					講	前		数	
					実	13.3	四		
					講	後	年		
					実				
# 構伝 成 研論	情報産						带		
究									

	1				
					人
計	学外工場実習	卒業研究	# 演習	生機構学	" 実習
0		0			
五三七)	六	_	一 五	_
三					
四八					
1 1 1					
<u> </u>					
<u>-</u>					三
八八					
二八二五二〇六					
一六					
五					
六			二	$\vec{-}$	
九九		九			
九		九			
	四年次夏期休暇中				

第八編 九州芸術工科大学の創立

	画	像	エ	学		画像設計第二					画像設計第一					
テレビジョン	記録』	印 刷 "	写真工学	電気工学概論	原論医送工学	""分析	" 画像効果	り設計	" 計画	原論 動的画像設計	" II	視覚形成Ⅰ	割設計Ⅱ	" 設計I) 計画	原論靜的画像設計
				HIII	0	νı	/K	©	©	©				0	0	©
						三五	二 五	二 五				<u> </u>				
四	四	四	四	三	Ξ	Ŧi.	Ŧi.	五	兀	Ξ	1	五	Ŧī.	五.	Ξ	三
=				=	=							=				
											三					
三											13.1					
										$\ddot{-}$						二
			三											三		
	\equiv	\equiv							=	$\vec{-}$				\equiv	$\vec{-}$	\equiv
									三					Ξ		
	$\ddot{=}$	=						=					=		<u></u>	
	三	三						三					三			
						-	二						=			
						111	三						三			
										レビ等を含む。 舞台、映画、テ					(含む。) イ等を	写真、タイボ

音				楽					*	受	
総譜学Ⅰ	楽曲構成	" II	音組織論I	" Ш	" II	演奏論(実習)Ⅰ	聴覚形成		身	文 業 引 目	
0	0		0			0	0	必	修•	選択	別
二 五 五	匹	五	二 五		四	四		Ē	单 化	立 梦	汝
								講			
						=	_	実	前	_	
								講		年	
						=	_	実	後		毎
			_					講	24.		週
			_			=	_	実	前	=	
			_					講	40.	年	授
			_			=	_	実	後		ᅫᄼ
_	_	_						講	<u> </u>		業
_		_		=	=			実	前	三	時
	_	_						講	後	年	
		_		二	二			実	1久		間
	_	_						講	前		数
	_	_		=	二			実	HU	四	
	_	_						講	後	年	
	_	_		=	=			実	仅		
				打楽器、声楽	>器、管楽器、	ピアノ、絃楽				带	

別表第七 専門教育科目(音響設計学科)

計	卒業研究
0	0
四三五五	六
<u> </u>	
六	
<u> </u>	
九	
四一	
三三	
六二	
六	
六四	
二九	九
六	
九九	九

-		音	響構	 成			聴	覚	•	音	声				
物理音響学	" II	音響構成I	楽器音響学	" 合 成	音響分析	" III	" II	音声	" III	″	音響心理Ⅰ	聴覚音声生理概論	" II	音楽史	" II
0		0			0		0				0			0	
四	三五	主五	一 五	一 五	二 五		一 五	一 五	=	Ξ	三	一 五	=	Ξ	二 五
											=			=	
									Ξ						
								<u>=</u>		=	=			=	
									三						
					=								_		
					Ξ	Ξ									
				二			二						-		
三						Ξ									
			=										_		_
															_
	_	=											_		_
	Ξ	Ξ													-
						実験	物理伝達、音声	言語学等	実験						

_	一般教	育科	I	科目	
小計	自然科学系	社会科学系	人文科学系	区分	学科区分
				必	環
四	四			修	境 設
				選	計学
1111	八	$\stackrel{-}{=}$	$\stackrel{-}{=}$	択	科
				必	工
四	四			修	業設
				選	計学
=======================================	八	\equiv	\equiv	択	科
				必	画
四	四			修	像設
				選	計学
1111	八	=	<u>-</u>	択	科
				必	音
四	四			修	響設
				選	計 学
1111	八	$\stackrel{-}{=}$	$\stackrel{-}{=}$	択	科

別表第八 履修単位数

	1						
				音	響工	学	
計	卒業研究	騒音制御 "	建築音響設計演習	″ П	騒音制御I	建築	電気
0	0					0	0
四二。	六	1	_	二 五	三五	二 五	五.
1							
111							
三							
二五							
三四							
四五							
三四							
二六							
八四							
四八							二
八七							Ξ
九五				二	=	二	二
1 =	六			Ξ	三	三	Ξ
五三							
三六	1 1	11	=				
				[存 行	方辰、国本云般音 一		

が

利用に供し、

図書館奉仕を行なうとともに、

:所蔵する図書館資料の総合管理を行なうことを目的とする。

第二条

附属図書館に館長を置く。

館務を掌理する。

(館長)

附

属図書館委員会 館長は、

四四五 (目的)

註

原本横書き

総

計

九五 五.

四五.

六二

九三・五

四六・

五.

九 兀

四 五

専門教育科目

共 目 \blacksquare 目

通

九 Ŧi.

三

 \equiv 七八

 \equiv

九 Ŧi.

三四

· Т. • Т. 五.

> 兀 五.

> > 六 ・ 五

五 五.

 \equiv

九

五. 兀

五. Ŧi. 兀 六

学科別

四九

基 保

礎 健

教 体 語

育 育

科 科 外

玉

科

六 兀

六

兀 六

(一九六八(昭和四三)年五月二三日施行)

第三条

附属図書館の運営に関し、

館長の諮問に応ずるため、

教育研究に必要な図書館資料を収集整理して職員および学生 九州芸術工科大学附属図書館(以下「附属図書館」という。) 九州芸術工科大学

この規則に定めるもののほか、 附属図書館の運営に関し必

附則

要な事項は、学長の承認を得て、

館長が細則で定める。

原本横書き

この規則は、 昭和四三年五月二三日から施行する。

九州芸術工科大学附属図書館規則

第四条 2 (細則) う。) を置く。 芸術工科大学附属図書館委員会 附属図書館委員会に関し必要な事項は、 (以 下 「附属図書館委員会」 別に定める。

355

(目的)

四四六 九州芸術工科大学事務組織規程

(一九六八 (昭和四三) 年七月一五日制·

定

九州芸術工科大学事務組織規程

第一章 総則

第一条 この規程は、国立学校設置法施行規則 令第一一号)

および国立大学の事務局等の部及び課に関する訓令 (昭和三九年文部省

- 大学の事務組織に関し必要な事項を定めることを目的とする。 第二章 事務局の課の所掌事務

(昭和四二年文部省訓令第二〇号)の規定に基づき、

、庶務課の所掌事務

庶務課においては、次の事務をつかさどる。

(2)学則その他の学内規則の制定および改廃ならびに審査に関 大学の事務に関し、総括し、および連絡調整すること。

(3) 教授会その他の会議に関すること。

すること。

(4) 儀式その他の行事に関すること。

(5)大学の制度、 組織および機構に関すること。

(7)(6) 内地研究員、 在外研究員等に関すること。

(8)科学研究費に関すること(経理に関することを除く。)。 学会、協会等学術団体との連絡に関すること

> (9)渉外に関すること。

(10)広報に関すること。

(11)

公印の制定および管守に関すること(会計機関の公印の管守

に関することを除く。)。

文書の接受、発送および保存に関すること。

(12)

(13)宿日直に関すること。

(15) (14) 職員の職階、 任免、給与、 分限および懲戒に関すること。

職員の定員に関すること。

九州芸術工

(16)

職員の服務、

能率および災害補償に関すること。

(17)職員団体に関すること。

(19) (18) 恩給、 退職手当および共済組合の長期給付に関すること。

栄典および表彰に関すること。

(20)

人事記録に関すること。

(22)(21)前各号に掲げるもののほか、 調査統計に関すること。

他の課の所掌に属しないこと。

(会計課の所掌事務)

第三条 会計課においては、 次の事務をつかさどる

(1) ること。 会計事務および施設整備に関し、 総括し、および連絡調整す

(3)(2)予算および決算に関すること。 債権の管理に関すること。

(21)

課の所掌事務に係る調査および諸報告に関すること。

電話、

冷暖房施設の維持保

(22)

前各号に掲げるもののほか、

会計事務および施設整備に関す

(16)(15)

授業料の免除および徴収の猶予に関すること。

ること

(15) (14) (13) (12) (11) (10) (9) (8) (7) (6) (5) (4)(19) (18) (17)(16)全に関すること 建物、 営繕工事に関すること。 施設の立地計画、 防火管理および警備取締に関すること。 会計機関の公印の管守に関すること。 会計諸規程に関すること。 共済組合に関すること(長期給付に関することを除く。)。 科学研究費等の経理および委任経理に関すること 公務員宿舎に関すること。 国有財産に関すること。 給与等の支給および所得税等の徴収に関すること。 前渡資金に関すること。 歳入歳出外現金および有価証券に関すること。 収入、支出および計算証明に関すること。 支出負担行為に関すること。 会計の監査に関すること。 物品の管理に関すること。 土地、 電気、ガス、水道、 環境整備および確保保全に関すること。

> 第三章 学生部の課 の所掌事務

(学生課の所掌事務)

第四条 (1)学生の厚生補導および教務に関し、 学生課においては、 次の事務をつかさどる。 総括し、および連絡調整

学生委員会その他学生の厚生補導に関する会議に関するこ

すること。

(4) (3)学生の修学指導に関すること。 入学者の選抜に関すること。

(6) (5)学生の学業成績の整理および記録に関すること。 教育課程の編成および授業に関すること

(9) (8) (7) 学生の学籍に関すること。

入学式および卒業式に関すること。

(11) (10) 学生の賞罰に関すること。 学生の課外教育に関すること。

公開講座に関すること。

(14) (13) (12)学生および学生団体の指導監督に関すること。

学生に対する職業指導および就職のあつせんに関すること。

学生のアルバイトおよび宿舎のあつせんに関すること。 学生に対する奨学金に関すること。

357

(18)(17)学生の厚生施設の管理運営および厚生事業に関すること。 学生の保健管理および保健施設の管理運営に関すること。

(20)(19)学生旅客運賃割引証に関すること。 学生寄宿舎の管理運営および寮生の指導監督に関すること。

(22)(21)前各号に掲げるもののほか、学生の厚生補導および教務に関 課の所掌事務に係る調査および諸報告に関すること

第五条 学長が細則で定めるところにより、 事務局および学生部の課に、その事務を分掌させるため 係を置く。

(課の係および係長)

すること。

第四章

係

3 係長は、上司の命を受け、所掌事務を処理する。 2

係に係長を置く。

第六条 学長が細則で定めるところにより係を置く (附属図書館の係および係長) 附属図書館に、 附属図書館に係る事務を所掌させるため

3 2 附属図書館の係長は、附属図書館長の命を受け、 附属図書館の係に係長を置く。 事務局長およ

び)庶務課長の総括の下に所掌事務を処理する。

則

この規程は、 昭和四三年七月一五日から施行し、 同年四月一日か

ら適用する

詿 原本横書き

四四七 九州芸術工科大学管理運営規則

九州芸術工科大学管理運営規則

(一九七〇

(昭和四五)

年五月一一

日制定

第一 一章

(趣旨)

営に関する機関の組織、 はこれに基づき特別の定めがある場合を除くほか、この規則の定 所掌事項、運営等については、法令また

第一条 九州芸術工科大学 (以下「本学」という。) における管理運

めるところによる。

(管理運営に関する機関の構成員の責務

第二条 管理運営に関する機関の構成員は、その機関において、そ にこれに参加しなければならない。 にあたつては、その機関の趣旨にしたがつて、全学的視野のもと れぞれに係る学科、 系列等の意思の反映に努めるとともに、

第二章 教授会

(設置)

第三条 管理運営に関する重要事項を審議させるため、 教授会を置

2 則 の定めるところにより、 教授会は、常置教授会および拡大教授会の二種類とし、 常置教授会は通常的事項を、 拡大教授 この規

会は基準的事項を所掌する。

(構成員)

第四条 常置教授会は、学長および教授の全員で構成する。

全員で構成する。 拡大教授会は、学長、教授、 助教授、 専任の講師および助手の

2

3

授会のすべての会議に出席し、 事務局長(事務局長に事故があるときは、その代理者) 議事について助言する。 は 教

常置教授会の所掌事項

第五条 (2)教員の勤務評定措置 教員の選考 次に掲げる事項は、常置教授会の議を経なければならない。

学生の入学、退学、転学、休学および卒業の認定 教員定員の運用方針 (3)

教員の転任、

降任、

免職および懲戒の審査

(6) (5) (4) 入学者選抜試験の実施方法および合格者の査定

(7)学生の懲戒処分および表彰

文部省、 国立大学協会等からの制度等に関する照会の回答

第六条 、拡大教授会の所掌事項 次に掲げる事項は、拡大教授会の議を経なければならない

> (3)(2)(1) 学科、 学則 教授会その他の管理運営機関の設置および廃止 学科目、 研究施設その他重要施設の設置および廃止

(5) (4) 重要な式典の実施方針 概算要求編成方針

(6) 学長の代理者の選考基準

教員の選考基準

教員の停年

教員の転任、 降任、 免職、 および懲戒の審査基準

学長、 学長、 附属図書館長および教員の併任および兼業の基準 附属図書館長および教員の外国出張の基準

(21)(20)(19)(18)(17)(16)(15)(14)(13)(12)(11)(10) (9) (8) (7) 教育課程の編成 教務職員の選考基準

附属図書館その他の共同利用施設の運営方針 施設の将来計画の策定の方針

寄附の受納および受託研究の受入れの基準 予算の学内配分基準

在外研究員、

科学研究費補助金等の応募の推薦基準

学年暦 学生の入学、 退学、 転学、 休学および卒業の認定の基準

入学者選抜試験の実施方針および合格者の査定基準

(26)(25)(24)(23)(22) 学生の懲戒および表彰の基準 学内の秩序維持基準 学生の課外活動、団体等に対する指導方針

学生寮その他の学生の厚生施設の管理運営方針 研究生および聴講生の受入れの基準

(招集)

第七条 教授会の会議は、学長が招集する。ただし、構成員の四分

の一以上の者から付議すべき事項を示して請求があつた場合は、

招集しなければならない。 前項の招集にあたつては、原則として、付議事項を明示して行

3 なうものとする。

の職務を行なう。 学長に事故があるときは、あらかじめ学長の指名する教授がそ

(議長等)

第八条 常置教授会に議長を置き、学長(前条第三項の教授を含む) をもつてあてる。

いて選挙により選出する 拡大教授会に議長および副議長各一人を置き、拡大教授会にお

3 議長は、 議事を整理する。

4 副議長は、 議長を助け、議長に事故があるときは、その職務を

代行する。

5 またげない。 拡大教授会の議長および副議長の任期は、一年とし、再任をさ

(議案の提出

第九条 教授会への議案の提出は、学長が行なう。 教授会の構成員は、学長に対し、議案の提案を請求することが

できる。

(会議の成立)

第一○条 教授会は、構成員の三分の二以上の者が出席しなければ、

会議を開き、議決することができない。

するところによる。

議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、

議長の決

2

3 の事項について、別段の定めをすることができる 前二項の規定による会議および議事の定足数については、特定

(構成員以外の者の出席)

第一一条 議長は、必要があると認めるときは、教授会の同意を得 て、構成員以外の者を出席させることができる。

前項の出席者は、採決に参加しないものとする。

2

調査委員会等の設置 教授会は、

第一二条 ため、委員会を置くことができる。 その所掌事項について、調査等を行なわせる

(細目)

第一三条 に関し必要な細目は、 第三条から前条までに定めるもののほか、教授会の運営 教授会の議を経て、学長が定める。

第三章 協議会

(設置)

第一四条 項を審議させるため、協議会を置く。 教育公務員特例法 (昭和二四年法律第一号)に定める事

大教授会の構成員で構成する拡大協議会の二種類とする 協議会は、常置教授会の構成員で構成する常置協議会および拡

、常置協議会の所掌事項

第一五条 次に掲げる事項は、常置協議会の議を経なければならな

(1) 学長の選考

(2)学長の転任、 免職および懲戒の審査

(4)(3)学長、 学長の勤務評定措置 附属図書館長および教員の休職期間

(5)(拡大協議会の所掌事項 学長、附属図書館長および教員の服務の根本基準の実施事項

第一六条 次に掲げる事項は、拡大協議会の議を経なければならな

(2)(1) 学長および附属図書館長の選考基準 (任期を含む。

学長の転任、

免職および懲戒の審査基準

学長、 附属図書館長および教員の勤務評定基準

(準用)

(3)

第一七条 第七条から第一二条までの規定は、 協議会に準用する。

第四章

(学長)

第一八条 学長は、教授会(協議会を含む。以下同じ。)の議にのつ

とり、本学の総括責任者として、その管理運営にあたる

学長は、教授会その他の機関の議を経るものと規定されている

事項以外の事項について専決する。

2

(教授会の議決に対する学長の異議

第一九条 学長は、教授会の議決した事項に対して異議がある場合

理由を付して、これを再議に付することができる。 第五章 企画運営委員会および特別委員会

は、

委員会を置く。 の議に基づく学長の実施事項について審議させるため、 第二○条

学長の諮問に応じ、

教授会に提出する議案および教授会

企画運営

(企画運営委員会の設置)

企画運営委員会は、 前項に規定するもののほか、学長の教授会

の議案の提出について、これを補佐する事務を行なう。

2

(構成員)

第二一条 企画運営委員会は、 学長、 附属図書館長、 事務局長およ

び学生部長ならびに次に掲げる者で構成する。

- (2)学科ごとに選出する教員 一般教育等の分野(基礎教育の分野を含む。以下「一般教育 各一人
- (3) 等系列」という。) で選出する教員 一人 共通専門教育の分野(以下「共通専門教育系列」という。)

学長が指名する教員(学長が必要と認めた場合に限る。) 三

人以内

で選出する教員

一人

2 続き二年を越えて在任することはできない。 委員の任期は、一年とし、 再任をさまたげない。ただし、 . 引き

第二二条 企画運営委員会は、学長の諮問を受け、 について審議するものとする 次に掲げる事項

(審議事項)

案の採否を含む。) 教授会に提出する議案(教授会の構成員から請求のあつた提

(2)教員定員の運用

(3)概算要求の編成

(4) 重要な式典の実施

(5) 教員の外国出張

(7)(6) 寄附の受納および受託研究の受入れ 在外研究員、科学研究費補助金等の応募の推薦

> (8)前各号に掲げるもののほか、 学長が必要と認めた事項

(招集)

第二三条 学長は、 企画運営委員会の会議を招集し、その議長とな

る。

(特別委員会の委員長の出席

第二四条 出席を求め、意見等を開くことができる。 企画運営委員会は、次条に定める特別委員会の委員長の

(特別委員会)

第二五条 学長の諮問に応じ、 るため、 原案および教授会の議に基づく学長の実施事項について審議させ 企画運営委員会の総括のもとに、特別委員会を置く。 特定の事項に関し、教授会の議案の

2 特別委員会の構成員は、 教授会が選出するものとする。

3 特別委員会の組織、 運営等については、 別に定める

(設置)

第六章

学科会議および系列会議

第二六条 各学科に学科会議を、一般教育等系列および共通専門教 育系列にそれぞれ系列会議を置く。

または系列に関する事項について審議する。 る事項について協議するとともに、学長の諮問に応じ、 当該学科

学科会議および系列会議は、当該学科または系列の運営に関す

(構成員

第二七条 学科会議および系列会議は、当該学科または系列の教員 の全員で構成する。

第二八条 学科会議および系列会議は、当該学科または系列で選出 の企画運営委員会委員が招集し、 その事務を処理する

第七章

専門委員会

第二九条 附属図書館長、事務局長または学生部長の諮問に応じ、

その所管の特定事項について審議させるため、専門委員会を置く。

2 専門委員会の組織および運営については、別に定める

則

附

施行期日等

この規則は、 昭和四五年四月一日から施行する

この規則は、この規則施行後最初に開かれる拡大教授会におい

て確認を受けるものとする。

2

1

会議規則の廃止) (九州芸術工科大学運営委員会規則および九州芸術工科大学教官

3 次に掲げる規則は、 廃止する

(2)(1)第七号) 九州芸術工科大学運営委員会規則 (昭和四三年度芸工大規則

九州芸術工科大学教官会議規則

(昭和四三年度芸工大規則第

八号)

(経過規定)

を経るものと規定されているものは、この規則の定めるところに この規則施行の際現にある規則で、この規則により教授会の議

委員会その他の委員会として設置されたものとみなす。 的および所掌事項に応じて、この規則に定める特別委員会、 より、教授会の議を経て定められたものとみなす。 この規則施行の際現にある各種の委員会は、当分の間 その目

5

(二年後の再検討

6

の結果に基づいて必要な措置が講じられるものとする この規則は、施行の日から起算して二年後に再検討を加え、そ

(制定理由

教授会の設置その他管理運営組織について、 組織、

運営等について定めようとするものである。

註 原本横書き

四四八 九州芸術工科大学長選考規則

九州芸術工科大学長選考規則

(一九七一年一二月二一日制定

総則

(目的)

363

(選考機関)

芸術工科大学長候補者(以下「学長候補者」という。)の選考の基 第四条第八条第一項および第二五条第一項の規定に基づき、 九州

第一条

この規則は、教育公務員特例法

(昭和二四年法律第一号)

準等について定めることを目的とする。

第二条 学長候補者の選考は、この規則の定めるところにより協議

会が行なう。

がすぐれ、かつ、教育行政に関し識見を有する者とする。 (選考の事由および時期)

第三条 学長候補者となることのできる者は、

人格が高潔で、

学識

(学長候補者の資格

選考を行なうものとする

第四条

協議会は、次の各号の一に該当する場合は、学長候補者の

学長の任期が満了するとき。 学長の辞任を認めたとき

(3)学長が欠員となったとき

学長候補者の選考は、原則として、前項第一号の場合は任期満

了の一月以前に、同項第二号または第三号の場合はそのつどすみ

やかに行なうものとする

(選考の方法)

第五条 協議会は、学長候補者を選考するため、 九州芸術工科大学

> び助手 前項の選挙は、第一次選挙および第二次選挙とする。 (以下「選挙資格者」という。) に選挙を行なわせる。

(以下「本学」という。)の学長、教授、

第二章 学長候補者の選考の開始 2

(選考開始の公示)

第六条 協議会は、第四条の規定に基づき学長候補者の選考を行な おうとする場合は、次の各号に掲げる事項を定めて選考の開始を

確認し、これを公示するものとする (1) 学長候補者として適任である者の推薦の受付期間

(2)第一次選挙の期日

(3)第二次選挙の期日

2 前項第一号の期間は、 公示の日から五日間以内とする。

3 とし、その間に三日以上の期間を置くものとする。 第一項第二号および第三号の期日は、公示の日から二〇日以内

とする。 第一項の公示は、 九州芸術工科大学公報に掲載して行なうもの

4

(選挙管理委員会の設置

第七条 選挙の事務を管理させるため、学長候補者選挙管理委員会(以下 協議会は、前条の規定により選考の開始を確認した場合は、

選挙管理委員会」という。)を置く。

(選挙管理委員会の組織

364

助教授、専任の講師およ

3

第八条 委員五人で組織する。 選挙管理委員会は、 協議会が構成員の互選によつて定める

2 選挙管理委員会に委員長を置き、委員の互選によつて定める。

3 委員長は、選挙管理委員会を代表し、その事務を掌理する。

委員は、第一二条の規定により推薦候補者になつた場合は、 辞

(予備委員)

任するものとする。

第九条 協議会は、 いては、同時に、 前条第一項の規定により委員を定める場合にお 同数の予備委員を定めるものとする。

された順位にしたがい、その職務を行なう。 予備委員は、委員が欠けた場合または事故のある場合に、 選出

第三章 選挙

(選挙の方法

第一○条選挙は、投票によるものとし、非公開とする。

を行なう。 らないものとする。)を必要とし、これに達しない場合は、 選挙は、選挙資格者の過半数の者の投票 (投票の効力にかかわ 、再選挙

る 投票は、記号式とし、投票用紙は、 選挙の日に自ら投票場所へ行き投票することができない者に 別記様式第一のとおりとす

いては、

選挙管理委員会が定めるところにより、不在者投票を

認める。

(選挙資格者の確認

第一一条 式第二により、 選挙管理委員会は、 選挙資格者名簿を作成し、縦覧に供するものとす 選挙資格者を確認するため、 別記様

いて作成し、選挙の日までに異動があつた場合は、補正等を行な 選挙資格者名簿は、 第六条の公示の日に本学に在職する者につ

2

る

うものとする

第一二条 (学長候補者として適任である者の推薦 選挙は、 選挙資格者が本学の内外から、学長候補者とし

て適任であると推薦した者(以下「推薦候補者」という。)につい

て行なう。 前項の推薦は、選挙資格者が別記様式第三による推薦書を選挙

薦者に協議を命じ、推薦書を一つに統合させるものとする。 同一の者について重複して推薦書の提出があつたときは、当該推 管理委員会に提出することにより、 選挙管理委員会は、 前項の推薦書を受け付ける場合において 自由に行なうことができる。

3

第一三条 推薦候補者の公示 選挙管理委員会は、

るものとする 補者を、第六条第一項第一号の受付期間終了後すみやかに公示す 前条の規定により受け付けた推薦候

2 て、掲載の要領は、次のとおりとする。 第六条第四項の規定は、前項の公示に準用する。この場合にお

- 掲載の順序は、 推薦書の受付の順序によるものとする。
- (2)掲載文は、 推薦書の原文のままとする。

第一四条選挙管理委員会は、前条の公示後、 (第一次選挙の通知

直ちに選挙資格者に

対し、第一次選挙の日時および場所を通知するものとする。 (第一次選挙)

2 うちから二人を記載して投票させるものとする。 選挙の開票は、投票終了後直ちに行なうものとし、その結果、

第一五条 第一次選挙は、選挙資格者に、第一三条の推薦候補者の

得票上位の者五人を第一次候補者とする。ただし、末位に得票が 同数の者があるときは、そのすべての者をこれに含める。

(第一次候補者の公示)

第一六条選挙管理委員会は、第一次候補者を、 すみやかに公示するものとする 第一次選挙終了後

て、掲載の要領は、 第六条第四項の規定は、前項の公示に準用する。この場合にお 別記様式第四のとおりとする

2

(第二次選挙の通知

対し、第一次選挙の結果ならびに第二次選挙の日時および場所を 選挙管理委員会は、前条の公示後、直ちに選挙資格者に

> 通知するものとする。 (第二次選挙)

第一八条 第二次選挙は、選挙資格者に、第一六条の第一次候補者 のうちから一人を記載して投票させるものとする。

選挙の開票は、投票終了後直ちに行なうものとし、

ろにより決選投票を行なう。 有効投票の過半数の得票者を当選候補者とする。この場合におい 有効投票の過半数の得票者がない場合は、次条の定めるとこ その結果、

(決選投票)

第一九条 前条第二項後段の規定による決選投票は、 めるところにより行なうものとする。 次の各号に定

(1) のとする。 決選投票は、前条第二項の開票終了後、すみやかに行なうも

(2)

決選投票は、前条第二項の開票の結果、得票上位の者の二人

せるものとする。 者とし、選挙資格者に、このうちから一人を記載させて投票さ (末位に得票が同数の者があるときは、これを加える。)を候補

決選投票に準用する。ただし、前項第二号の候補者が二人の場合 第一六条第一項、第一七条および前条第二項の規定は、前項の 得票が同数となつたときは、 年長者を当選候補者とする

(推薦候補者が五人以下の場合の選挙)

の場合は、第一次選挙を行なわないものとし、当該候補者のすべ第二〇条 第一二条の規定により受け付けた推薦候補者が五人以下

第一三条の公示の際その旨を併せ公示するとともに、第一七条のてを第一次候補者とする。この場合において、選挙管理委員会は、

2 第一次候補者が一人の場合の第二次選挙は、第一八条の規定に第二次選挙の通知をすみやかに行なうものとする。

どうかを記載させて投票させるものとする。 (1) 選挙は、選挙資格者に、当該第一次候補者について、適任かかかわらず、次の各号に定めるところにより行なうものとする。

3

2

3 第一次候補者が二人の場合の第二次選挙については、前条第二次候補者を当選候補者とする。

第二一条 第一次選挙において、一人についてのみ記載した投票は(投票の効力) (投票の効力)

3 第二次選挙(央選投票の場合を含む。)こおいて、二人以上に有効とし、三人以上について記載した投票は無効とする。 - アルデューター 第一巻 発達 においっ ニーノにていっぴ 計畫したお見た

ついて記載した投票は、無効とする。
会を含む。)において、二人以上に

4 前三項に定めるもののほか、投票の効力に疑義があるときは、のないものを含む。)は、無効とする。 候補者の何人について記載したかを確認し難い投票(全く記載

第四章 学長候補者の決定選挙管理委員会が決定する。

(学長候補者の決定)

第二二条 前章に定めるところにより、選挙が終了したときは、

選

学長候補者の承諾は、協議会がその定めるところにより求めるたはその事務を代理する者に報告するとともに、これを公示する。 協議会は、前項の報告に基づき、学長候補者を決定し、学長ま挙管理委員会は、その結果を協議会に報告するものとする。

第六条第四項の規定は、第二項の公示に準用する。 ものとする。

(再選考)

4

第二三条 学長候補者となつた者が辞退した場合または協議会が再第二三条 学長候補者となった者が辞退した場合は、協議会は、その理由を示し、正の規則により改めて選考を行なうものとする。この場合においては、辞退した者を、第一二条の規定により改めて推薦候補者となった者が辞退した場合または協議会が再

第五章 学長の任期

(学長の任期)

ことはできない。
任された場合の任期は二年とし、引き続き八年をこえて在任する第二四条 学長の任期は、四年とし、再任を妨げない。ただし、再

附 則

1 この規則は、 昭和四六年一二月二一日から施行する。

2 三月三一日までとする。 ところにより選考されたものとみなし、その任期は、 この規則施行の際現に学長の職にある者は、この規則の定める 昭和四七年

〔註〕原本横書き。 『公報』第五七号

四四九 がんばれ『開拓者』 九州芸工大で開学式

(『西日本新聞』一九六八(昭和四三年)年五月一日

九州芸工大で開学式

がんばれ『開拓者』

岡市塩原、小池新二学長)の開学式が一日午前十時から同大講堂で アート・デザイナーを養成する日本初の国立九州芸術工科大

そ八十人が出席、すでに入学している第一期生百十四人といっしょ 協力会長、亀井光福岡県知事、 行なわれた。 灘尾弘吉文部大臣をはじめ誘致に貢献した安川第五郎九州芸工大 阿部福岡市長ら地元関係者などおよ

協力、

開拓者の情熱をもって夢多い大学の理想に向かって進まねば

家を養成する日本で初の大学である。

に応じ有効適切に総合し、

小池学長は『現代の専門化した技術の分野を、社会の新しい要求

組織する能力をもった創造性の高い設計

われわれは学生、

教授、

致

に晴れの門出を祝った。

いのことばを贈った。また宮地大学学術局長は発足までの経過を報 君は、先生と一体になって伝統ある大学を築き上げてほしい』と祝 は科学と芸術の結合が必要だ。そのため設計の開拓を目ざす学生諸 ならない』と式辞。 灘尾文部大臣も『明るい社会の環境をつくるに

正午から同市天神ビル十一階ホールで祝賀会、 午後六時からは電 告した。

気ホールで音楽会などと、多彩な開学記念行事が催された。